

店頭デリバティブ取引説明書 (DMM CFD-Index)

(金融商品取引法第37条の3の規定による契約締結前交付書面)

株式会社DMM.com証券
関東財務局長（金商）第 1629 号

《お問い合わせ先》 カスタマーサポート
電話番号：0120-961-522（固定電話のみ）
03-4446-4056
E-mail：support-dmm@sec.dmm.com

お客様が当社と店頭デリバティブ取引（以下、「DMM CFD-Index 取引」という）を行われるに当たっては、本説明書を十分にお読み頂き、その内容をご理解頂いたうえで、取引アカウント登録をお申込み頂きますようお願い申し上げます。

DMM CFD-Index 取引は、為替相場の変動、又は取引対象である銘柄の価格の変動等により損失が生じることがあり、元本が保証された取引ではありません。また、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。従いまして、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分にご確認頂き、自己の資力、取引経験及び投資目的に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任においてお取引をして頂きますようお願い申し上げます。

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引について説明します。

DMM CFD-Index取引のリスク等重要事項について

DMM CFD-Index取引は、その取引の仕組みやリスクが取引所において行われる取引所取引とは異なるため、その取引にあたっては本説明書及び約款等を十分に読み、それら内容をご理解頂き、かつ、承諾頂く必要がございます。

1. DMM CFD-Index取引は、為替相場の変動、又は取引対象である銘柄の価格の変動等により損失が生ずることがあります。取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいいため、預託証拠金金額に対して大きな利益が期待できる反面、大きな損失を被る場合があります。また、その損失の額は、預託証拠金の額に限定されず、預託証拠金の額を上回ることがあります。
2. 相場状況の急変や経済指標の発表等により、買付価格（アスク）と売付価格（ビッド）のスプレッド幅の拡大やスリッページの発生等、お客様の意図した取引が行えない可能性があります。
3. 当社取引システム、又は、当社取引システムとお客様のパソコン等を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、約定、確認、取消等が行えない可能性があり、損失が生ずるおそれがあります。また、その損失の額は、預託証拠金の額に限定されず、預託証拠金の額を上回るおそれもあります。
4. アカウント管理費及び取引手数料は、無料です。
5. お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。
6. お客様が行うDMM CFD-Index取引は、当社とお客様との相対取引となります。当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、次の業者又は金融商品取引所において、当社の判断によりカバー取引を行っています。

Stratos Markets Limited 業務内容：Liquidity Provider 監督を受けている当局の名称：英金融行為規制機構
Interactive Brokers LLC 業務内容：証券業・先物取引仲介業 監督を受けている当局の名称：米国証券取引委員会、米国商品先物取引委員会
Chicago Mercantile Exchange（シカゴ・マーカンタイル取引所） 監督を受けている当局の名称：米国商品先物取引委員会

Singapore Exchange (シンガポール取引所)
監督を受けている当局の名称：シンガポール金融管理局
Intercontinental Exchange (インターコンチネンタル取引所)
監督を受けている当局の名称：英金融行為規制機構、米国商品先物取引委員会
Deutsche Börse AG・Eurex (ドイツ取引所・ユーレックス)
監督を受けている当局の名称：ドイツ連邦金融監督庁

※なお、かかるカバー取引については、当社がカバー取引先と行う取引であり、カバー取引先とお客様との間には一切の契約関係はなく、お客様がカバー取引先に対し直接請求権を持つことはありません。また、カバー取引先が直接お客様からのご質問、ご照会に応じることもありません。

7. 当社では、お客様からお預かりした証拠金の全額を、日証金信託銀行株式会社に金銭信託により、当社の自己の資金とは区分して管理を行っています。これは当社倒産リスクからお客様の資金の保全を図るためのものです。
8. お客様は、当社及びカバー取引先、又は当社預け入れの金融機関の業務・財産の状況が悪化した場合、証拠金その他のお客様の資産の返還が困難あるいは遅延することで、損失が生ずるおそれがあります。
9. 当社のDMM CFD-Index取引に係る税制及び関連法規の変更等により、現状より不利な条件での取引となる可能性があります。
10. DMM CFD-Index取引は、当社では取引期限がなくお取引いただけますが、参照市場の最終営業日の前に当社が定める日において、提示する限月の交代を行います。そのため参照中の限月と次回参照予定の限月の価格差の調整を行います。

- 金融商品取引業者の商号、登録番号、所在地、連絡先並びに商品先物取引業者の商号及び所在地
株式会社 DMM.com 証券
金融商品取引業 関東財務局長（金商）第 1629 号
商品先物取引業
商品投資関連業（競走用馬）

【本社】

〒103-6010 東京都中央区日本橋 2-7-1

電話番号：0120-961-522（固定電話のみ）、03-4446-4056

- 加入する協会

日本証券業協会（協会員番号 1105）

一般社団法人金融先物取引業協会（協会員番号 1145）

日本投資者保護基金

日本商品先物取引協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会（協会員番号 480）

一般社団法人日本暗号資産等取引業協会（協会員番号 1043）

DMM CFD-Index 取引のリスクについて

DMM CFD-Index取引には様々なリスクが存在します。お客様はお取引を開始される前にDMM CFD-Index取引に伴うリスクについて十分にご理解して頂く必要がございます。下記の内容をお読みになり、リスクについて理解、納得された上でアカウント登録の手続きを行って頂き、自己の判断と責任において取引を行うことが肝要となります。お客様ご自身がCFD（店頭デリバティブ）取引を開始されることが適切であるかどうかについて十分ご検討して頂きますようお願いいたします。

なお、下記のリスクは、DMM CFD-Index取引の典型的なリスクを示したもので、すべてのリスクを示すものではありません。

○価格変動リスク

マーケットでは、常に価格が変動しています（土日・一部の休日を除く）。価格の変動は各国の経済、社会情勢等により変動します。また、取引時間中での急激な変動や、前営業日のクローズレートと翌営業日のオープンレートが乖離する場合等があります。価格の変動がお客様の予想と一致しなかった場合には、差損が発生します。また、その損失はお客様が当社に預託した証拠金以上になる可能性があります。

○レバレッジによるリスク

DMM CFD-Index取引は、レバレッジ効果（てこの作用）により比較的少額の証拠金を差し入れることで、証拠金の何倍もの大きな元本金額のDMM CFD-Index取引が可能となっています。このため、少額の証拠金によりわずかな価格の変動で大きな利益を得ることが可能ですが、反対に、証拠金を超える大きな損失を被る可能性もあります。

○追加証拠金制度及びマージンカットにおけるリスク

毎営業日の証拠金維持率判定時刻において、証拠金維持率が100%を下回った場合には、お客様の新規未約定注文及び出金予約は、全て取消処理されます。この取消処理を行った後にも証拠金維持率が100%を下回っている場合、証拠金維持率が100%に回復するために必要な追加証拠金が発生します。また、証拠金維持率の判定は、毎営業日終了時点の取引レートをもってメンテナンス中に判定しており、その後のレート変動等によりお客様の証拠金維持率が100%以上に回復したとしても、追加証拠金の解消とはなりません。お客様は追加証拠金発生 の判定となったメンテナンス明けの営業日の22時59分までに、追加証拠金をお客様の本取引アカウントへ入金若しくは保有建玉の決済等により追加証拠金を解消しない限り、23時00分をもって全ての未決済ポジションが反対売買により強制決済（マージンカット）されます（マージンカットは、原則として当該注文が執行された時にお客様に配信している価格で約定しますが、マージンカットや他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要する場合があります）。強制決済時に約定することができる有効な取引レートがなかった場合又は取引時間外の銘柄については強制決済待ちとなり、約定することができる有効な取引レートが配信されたと

き又は翌営業日の取引再開時に強制決済されます。翌営業日が各国の祝祭日等で休場の場合は、休場明けの取引再開時に強制決済されます。なお、強制決済待ちとなった場合、強制決済が完了するまで、追加の入金を行ったとしても追加証拠金は解消されず、新規の取引も行うことはできません。また、強制決済が完了するまでの間の相場変動によっては、強制決済時に発生する損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。

振込入金の際に取引アカウント名義人名と振込名義人名に相違がある場合、クイック入金がエラーとなった場合、入金が即座に反映されない場合や、金融機関が休業日である場合など、入金期限までに入金の確認が取れない場合においても、全ての未決済ポジションは反対売買により強制決済されます。なお、DMM CFD-Index、DMM CFD-Commodity取引の区分ごとにそれぞれ個別の管理となり、損益は合算されません。マージンカットルールもそれぞれ個別に計算され執行されます。

○逆指値注文リスク及びロスカットリスク

逆指値注文はお客様の損失を限定する効果があるものと考えられますが、市場レートがお客様のポジションに対し急激にかつ大きく変動した場合や、逆指値注文が出ている状態で営業日をまたぎ、前営業日のクローズレートと翌営業日のオープンレートで乖離がある場合等に、お客様が指定されたレートよりも不利なレートで約定する可能性（スリッページの発生）があり、意図していない損失を被ることがあります。また、取引におけるお客様の損失を一定の範囲で防ぐ目的で系統的に設定されている『ロスカットルール』についても同様に、市場レートの急激な変動により預託した証拠金以上の損失を被る可能性があります。なお、逆指値注文及びロスカットは、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先等からの配信レートをもとに、約定の可能性が高いと考えられるレートを生成し適用することがあります。そのため、お客様にとって不利なレートで約定することがあること、また、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。

○流動性リスク

主要国での祝日や、マーケットクローズ間際・週明けのマーケットオープンにおける取引、あるいは通常の取引時間においても重要な経済指標の発表・要人発言・重要なイベントや市場間の間隙では極端に流動性が低下し、レートの提示やお客様の新規・決済注文取引が困難となり、注文が執行されるまでに思いがけない時間を要する場合や、お客様が指定されたレートよりも不利なレートで約定する可能性（スリッページの発生）があり、カバー先等からの配信レートの状況、参照する市場における取引規制等、銘柄、注文の数量、売買の区別、注文の種類、注文の有効期限等によってはお取引が不可能となる場合があるため、意図していない損失を被ることがあります。また、天変地異、戦争、政変、為替管理政策の変更、大型の債務不履行や倒産等の発生、各種規制等により、お客様のお取引が困難又は不可能となるおそれもあります。カバー先等からの配信レートの状況や参照する市場の流動性の状況によっては、スプレッドを拡大して提供することがあるため、意図した取引ができない可能性があります。その損失はお客様が当社に預託した金額以上になる場合があります。さらに、カバー先等からの配信レートの状況、銘柄、注文の数量、売買の区別、注文の種類、注文の有効期限等によっては、注文レートよりもお客様にとって不利なレートで約定することや当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。

○限月リスク

DMM CFD-Index取引は、当社では取引期限がなくお取引いただけますが、参照する市場の限月に係る最終営業日の前に当社が定める営業日において、提示する限月の交代を行います。そのため参照中の限月と翌営業日以降参照する限月の価格差に相当する調整（価格調整）を行います。価格調整の額（価格調整額）は、価格調整を行う直前の営業日の当社が定める時間帯における参照中の限月と翌営業日以降参照する限月の価格差をもとに決定し、決定された調整額の通知は同営業日終了後に当社ホームページや取引画面等で行います。価格調整額決定後の各限月の価格差の変動によっては、お客様に損失が発生する可能性があります。また、価格調整額の受払いは当該外貨ではなく、日本円でなされることから、日本円に換算する際の為替リスク（コンバージョンリスク）があります。加えて、限月の交代により、配信するレートが大きく上昇する場合がありますが、この場合には必要証拠金額も大きく上昇し、それによりロスカットルールが適用される場合があることにも留意下さい。

なお、提示する限月の交代を行う日程については、決定次第、事前に当社ホームページや取引画面等に掲載いたしますが、当社の判断により同月に複数回行われる場合や、市況の動向等によっては緊急的に実施する場合があります。

また、価格調整による価格水準の変動によりお客様の意図しない価格での約定を防止するため、価格調整が行われる営業日終了後から翌営業日開始までの間に、価格調整の対象銘柄にかかる注文中の指値注文及び逆指値注文（新規注文、決済注文を問わず、IFD注文やOCO注文等の複合注文を含みます。以下、同じ）は全て取消されます。当該指値注文及び逆指値注文の取消により、お客様の意図した約定の機会を逸してしまう可能性があることにもご留意ください。

○信用リスク

当社の DMM CFD-Index 取引はお客様と当社の相対取引であり、取引所取引ではありません。このため、当社の信用状況によってはお客様が損失を被る可能性があります。また、当社はお客様からの注文に対して、当社の判断でカバー取引を行うことがあります。このため、カバー先の信用状況等により、お客様が損失を被る可能性、或いはカバー先において当社がカバー取引を行えなかった場合には、お客様の取引も不可能になる可能性があります。

○当社 DMM CFD-Index 取引システムの利用に係るリスクについて

当社の DMM CFD-Index 取引システムを利用したお取引には、CFD 取引一般に係るリスクに加え、当社システムをご利用いただいた場合には以下のリスクが存在します。お客様にはお取引を開始される前に当社システム利用に伴うリスクについて、十分にご理解をいただく必要がございます。下記内容を熟読し、リスクについて十分に理解、納得された上でアカウント登録の手続き及びお取引を行っていただきますようお願いいたします。

(1) 当社の配信レート生成方法について

当社の DMM CFD-Index 取引サービスはお客様と当社の相対取引であり、取引所取引ではありません。当社では、複数のカバー先からの配信レート及び、当社と契約のある情報提供会社（本説明書において、カバー先及び情報提供会社を総称して、「カバー先等」という）からの配信レ

ートをもとに当社で生成した独自のレートをお客様に提示しています。そのため、当社が提示するレートは、カバー先等や同業他社が提示しているレートと必ずしも一致するものではなく、市場レートや他社の提示するレート等と大きく乖離することがあります。また、場合によっては、お客様にとって不利なレートで約定することがあること、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。これらの約定は、ロスカット時や逆指値注文時に生じますが、これに限られるものではありません。

なお、カバー先等から異常レートの配信があった場合や、カバー先等からのレート配信がない又は継続的かつ安定的に配信されない場合、参照する市場において取引規制等が行われた場合、システム障害等が発生した場合、相場急変動時等においてレートの提示が困難と当社が判断した場合、カバー先等から受けたレートが市場実勢を反映したレートではないと当社が判断した場合等には、当社はレート配信を一時停止し、受注を行わない場合があります。また、経済指標の発表時など相場が急変するおそれがある場合には、カバー先等からのレート配信の有無にかかわらず、当社の判断により、その前後においてレート配信を停止し、受注を行わない場合があります。

(2) スプレッドについて

当社が提示するレートには、買付レート（アスク）と売付レート（ビッド）の価格差（スプレッド）があります。当該スプレッドの幅は一定ではなく、主要国の祝日や取引時間の終了前後、経済指標の発表時など、市場環境の変化や流動性の低下等又はカバー先等から当社が受ける配信レートの状況等により、スプレッドが広がる場合があります。

(3) 注文方法の差異による約定レートに係るリスク

ア 即時注文

DMM CFD-Index 取引サービスにおいて、即時注文は、注文価格、銘柄、取引数量、売買の区別、取引ツール、スリッページの設定値等によって、ご注文が約定しづらくなる、あるいは約定しない場合があります。また、即時注文では、スリッページが発生する場合があります。あらかじめスリッページの許容幅を設定することができますが、スリッページを許容しない設定においてスリッページが発生した場合や、許容したスリッページ幅を超えるスリッページが発生した場合等には当該注文は不成立となります。

イ 逆指値注文

DMM CFD-Index 取引サービスにおいて、逆指値注文は損失の拡大を防ぐための注文方法として利用されることが多い注文方法ですが、買いの逆指値注文の場合はレートのアスクがお客様の指定した価格以上になること、売りの逆指値注文の場合はレートのビッドがお客様の指定した価格以下になることで、原則としてその時の最新レートで約定します（約定処理に時間を要する場合、当該レートで約定しない場合があります）。また、週明けに当社が初めて配信する価格が、お客様の逆指値注文の執行の条件を満たしている場合は、原則として、当該初めて配信する取引レートで約定します。そのため、市場レートが急激にかつ大きく変動した場合や、逆指値注文が出ている状態で週末をまたぎ、週末のクローズレートと翌週のオープンレートで乖離がある場合等に、逆指値注文により指定した価格よりも不利な価格で約定する（スリッページが発生する）可能性があり、意図していない損失を被ることがあります。したがって、逆指値注文はお客様が指定された注文価格での約定を保証するものではなく、相場の状況によっ

ては、お客様が意図しない損失を被る可能性があり、お客様にとって約定価格が注文価格よりも不利な価格となる場合があることに注意が必要です。

また、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先等からの配信レートをもとに、約定の可能性が高いと考えられるレートを生成し適用することがあります。そのため、注文レートよりもお客様にとって不利なレートで約定することがあり、また、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。この際、実際の約定レートがお客様の注文レートと大きく乖離した水準となり、取引の損失が注文時に想定したものよりも大幅に拡大したり、預託証拠金を上回る損失が発生したりすることがあります。

なお、同一方向（売買の別）で同一銘柄の逆指値注文において、同一価格での注文上限は、新規、決済の別を問わず 200Lot となります。

価格調整が行われる際、価格調整の対象銘柄にかかる注文中の逆指値注文は、指定した有効期限に関係なく価格調整が行われる営業日終了後から翌営業日開始までの間に全て取消されます。

ウ 指値注文

DMM CFD-Index 取引サービスにおいて、指値注文は、市場レートがお客様のポジションに対し急激にかつ大きく変動した場合や、指値注文が有効な状態で営業日をまたぎ、前営業日のクローズレートと翌営業日のオープンレートで乖離がある場合等においても、原則として指値価格での約定となるため、当社レート履歴に記載のないレートで約定することがあります（週明けに当社が初めて配信するレートが、お客様の指値注文の価格に達していた場合のみ、当該初めて配信する取引レートで約定します）。これには、限月の交代により配信するレートがかい離して配信された場合も含まれます。また、指値注文は、相場状況又は取引方法並びに取引数量等によって、指定の価格に達しても約定しない場合があります。

なお、同一方向（売買の別）で同一銘柄の指値注文）において、同一価格での注文上限は、新規、決済の別を問わず 200Lot となります。

価格調整が行われる際、価格調整の対象銘柄にかかる注文中の指値注文は、指定した有効期限に関係なく価格調整が行われる営業日終了後から翌営業日開始までの間に全て取消されます。

エ 成行注文

DMM CFD-Index 取引サービスにおいて、成行注文は、注文価格や、約定価格を指定せず行う注文となり、「一括決済」、「クイック決済」及び「ロスカット」が成行注文の扱いとなります。また、スリッページ幅の設定を行うことができないため、急激なレート変動が発生したときや通信環境の状態によっては、お客様の意図しない不利なレートで約定する場合があります、流動性が低下しているときや、一定時間レート更新が行われないときには、注文が不成立となる場合があります。

(4) ロスカットに伴うリスク

DMM CFD-Index 取引サービスにおいては、証拠金維持率が 50%以下となった段階で保有している全てのポジションを決済するよう自動的に決済注文が発注されます。原則として当該注文が執行された時にお客様に配信しているレートで約定しますが、ロスカット注文や他の注文が殺

到した場合には、約定処理に時間を要する場合があります。係る注文については、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先等からの配信レートの中から約定の可能性が高いと考えられるレートを生成し適用することがあります。そのため、提示されているレートよりもお客様にとって不利なレートで約定することや、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。

なお、証拠金維持率が50%以下となった時点で、有効なレートが配信されていない場合、有効なレートが配信されるまでロスカット処理に時間を要することや、実際にロスカットが行われた場合に、預託証拠金を上回る損失が発生することがあります。

(5) システムリスク

当社のDMM CFD-Index取引は、インターネットによる取引であるため、通信回線の状態、プロバイダー環境等によって、本取引システムとお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないこと、及び当社のサーバの稼働状況により、注文の発注、約定、確認、取消等が行えない可能性や約定が遅延する可能性があります。

(6) スマートフォン取引ツールのご利用に伴うリスク

スマートフォン取引ツールでは、取引方法等に一部制限がございます。

また、スマートフォン取引ツールを利用して取引を行う場合、お客様及び当社の通信機器の故障、通信回線の障害、情報配信の障害、あるいは本取引システムそのものの障害等により、お客様の取引が不可能になる場合や、意図しない価格での約定となる可能性もあります。

さらに、お客様の注文指示の当社システムへの遅着・未着により、取引が執行されるまでに思いがけない時間を要する可能性、あるいは注文が発注されない、又は無効となる可能性があります。スマートフォン取引ツールを利用したサービスは、大量のデータ送受信を行うため、何らかの原因でDMM CFD-Index取引システムが利用できない場合は一切の注文などの取引・発注行為が行えないリスクがあります。DMM CFD-Index取引システム上で表示される価格情報が遅れることや、誤った価格が表示される等、本取引システム上の価格情報と市場の実勢価格との間で乖離が発生する可能性があります。加えて、スマートフォン取引ツールで表示される各銘柄のレートの更新頻度は、パソコン版の取引ツールでの更新頻度と比較して低くなっています（生成・配信されているレートの数や価格等は、パソコン版の取引ツール、スマートフォン取引ツールのどちらをご利用いただいても同一です）。DMM CFD-Index取引システムを利用する際に用いられるお客様のログインID・パスワード等の情報が、窃盗、盗聴などにより漏れた場合、その情報を第三者が悪用することによりお客様に損失が発生する可能性があります。

(7) 振込入金に伴うリスク

振込入金の際に、ご登録名と振込名義人名に相違があることが判明した場合には、お客様の取引及び出金を制限させていただくことがあります。また、本取引システムにおける入金処理が完了し、取引をされた場合でも、原則として当該振込入金の取消を行うこととします。この場合に生じた損失、機会利益の逸失、費用負担について当社は一切の責任を負いません。

また、クイック入金のご利用に際し、インターネット回線の切断あるいは瞬間的な接続障害や振込手続き完了前にブラウザを「閉じる」ボタンにて閉じてしまった場合などには、クイック入金がエラーとなり、お取引アカウントにご入金が即座に反映されない場合があります。この場合

に生じた損失、機会利益の逸失、費用負担についても当社は一切の責任を負いません。

(8) スリッページリスク

お客様が即時注文を行う場合、お客様の発注時に取引画面に表示されているレートと、実際の約定価格との間に差が生じる場合があります。当該差は、お客様端末と当社システム間の通信及び、お客様の注文を受け付けた後の当社システムにおける約定処理に要する時間の経過に伴い発生するもので、お客様に有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。なお、スリッページ幅を設定できないクイック決済及び一括決済については、当社がお客様の注文を最初に認識するのは、お客様の注文を当社システムが受け付けたときで、この時点で当社からお客様に向けて配信したレートで注文処理及び約定処理を行うため、受付時点から実際の約定までに要する時間の経過に伴う価格差の発生はありません。お客様が実際にご認識になる価格差は、取引画面上に表示されている価格(参考値)と約定価格の差であり、当社は当該価格差を認識し得ません。この場合においても、お客様に有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。

また、逆指値注文においても注文価格と約定価格との間に差が生じることがあります。逆指値注文においては、買い注文の場合はレートのアスクがお客様の指定した価格以上になること、売り注文の場合はレートのビッドがお客様の指定した価格以下になることで、原則としてその時の最新レートで約定します。従って、お客様の指定した価格と同一のレート配信がない場合は、スリッページが発生することがあります。

(9) 日本国外等からの通信について

当社の DMM CFD-Index 取引システムは、お客様に日本国内の通信環境でご利用いただくことを想定しているため、お客様が当社の DMM CFD-Index 取引システムに対して日本国外から通信を行った場合、正常に作動しない、又は注文の発注、約定、確認、取消等が行えない可能性や約定が遅延する可能性があります。

また、当社はマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策並びに不正アクセス防止の一環として、当社の DMM CFD-Index 取引システムに対する日本国外からの通信並びにクラウドサービス、VPN(仮想専用線)サービス又は VPS(仮想専用サーバ)サービス等を利用した通信を、一部制限させて頂く場合があります。この場合に生じた損失、機会利益の逸失、費用負担について当社は一切の責任を負いません。

○関連法規等の変更によるリスク

当社のDMM CFD-Index取引に係る税制及び関連法規の変更等により、現状より不利な条件での取引となる可能性があります。その場合、お客様に予期せぬ損失が生じる可能性があることを、あらかじめご認識ください。当社は、お客様及び第三者の税務申告、税負担等における、いかなる損害についても、当社に故意又は過失がない限り、責任を負いません。

○その他リスク

上記に掲載した DMM CFD-Index 取引に伴うリスクは、典型的なものについて概要を説明するものであり、取引に生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。DMM CFD-Index 取引においてはさまざまな予期せぬ事象によるリスクが起りうること、その結果、お客様が損失を被る可

能性があることを、あらかじめご認識ください。

DMM CFD-Index取引の仕組みについて

当社によるDMM CFD-Index取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び日本証券業協会の規則を遵守して行います。

本取引は、お客様が所定の証拠金を当社に事前に預け入れることにより、銘柄の売買取引を行うDMM CFD-Index取引であり、当該売買の目的となっている銘柄の新規の売りもしくは買い、これらに対する決済の売りもしくは買いによる差金の授受によって決済する取引です。本取引にはこの決済による売買損益の他に、限月交代による価格調整額の付与に伴う損益が発生します。

アカウント登録について

アカウント登録のお申し込みは、当社所定の方法にて受付しております。お問い合わせ等はカスタマーサポート（0120-961-522（固定電話のみ）、03-4446-4056）もしくは、メール（support-dmm@sec.dmm.com）でお受け致します。

DMM CFD-Index取引は大きなリターンを得られる反面、大きなリスクを伴う取引です。当社ではDMM CFD-Index取引アカウントを登録して頂く場合には、原則として個人で利用できるパソコン又はスマートフォンをお持ちの方を対象として、次の要件を満たして頂くことが必要となります。

1. DMM CFD-Index取引の特徴、仕組み及びリスク、取引条件等について、店頭デリバティブ取引（DMM CFD-Index DMM CFD-Commodity）約款及び本説明書を熟読し、かつ、店頭デリバティブ取引（DMM CFD-Index DMM CFD-Commodity）約款及び本説明書の内容に承諾及び同意して頂くこと。
2. DMM CFD-Index取引並びにDMM CFD-Commodity取引両方のアカウント登録に同意して頂くこと
3. 当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下のとおりです。
《個人のお客様の場合》
 - (1) DMM CFD-Index取引のリスク・商品の性格・仕組・内容について十分理解していること。
 - (2) ご自身の判断と責任によりDMM CFD-Index取引を行うことができること。
 - (3) 日本国内に居住する満18歳以上（高校生を除く）満75歳未満の行為能力を有する個人であること。
 - (4) DMM CFD-Index取引にかかる法令その他諸規則又は定款、その他の内規に違反せず、DMM CFD-Index取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。
 - (5) ご自身専用でかつパソコン又はスマートフォンで利用できる電子メールアドレスをお持ちであること（他の方と共有のメールアドレスでのお申込は受け付けておりません）。
 - (6) パソコン又はスマートフォンでお取引することができる環境があること。
 - (7) 当社からの電子メール又は、電話で常時連絡をとることができること。

- (8) 適宜、当社ホームページ、取引ツール上に掲載しているお知らせ、及び電子メールによる通知をご確認頂けること。
- (9) ご自身でインターネットを通して取引・確認・管理が行えること。
- (10) 契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、約款、取引残高報告書、証拠金受領に係る書面その他法令規則上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾いただけること。
- (11) 振込先預金口座は、国内に存するご本人様名義の金融機関口座を指定すること。
- (12) 当社の定める「個人情報の取扱いについて」に同意し、本人確認書類として当社の指定するものをご提出いただけること。
- (13) 当社から交付された日本語による諸通知の記載内容が理解できること及び、日本語による電話等での会話ができ、意思の疎通に支障がないこと。
- (14) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
 - ・ 現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。
 - ・ 現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。
 - ・ 自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。
 - ・ マネー・ローンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。
 - ・ 上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、又は通知によりアカウントが解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自己の責任とすること。
- ※ 「反社会的勢力」には、法令規則その他の事情に鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含みます。
- (15) 日本証券業協会及び一般社団法人金融先物取引業協会並びに日本商品先物取引協会及び一般社団法人日本暗号資産等取引業協会の会員の役職者等ではないこと。
- (16) その他当社が定める基準を満たしていること。
 - ※ 当社における審査の結果、お客様の本取引アカウント登録を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。

《法人のお客様の場合》

- (1) 日本国内で本店又は支店が登記されている法人であること。
- (2) 商業登記上の本店又は支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。
- (3) DMM CFD-Index取引にかかる法令その他諸規則又は定款、その他の内規に違反せず、DMM CFD-Index取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。
- (4) 取引担当者の判断と責任によりDMM CFD-Index取引を行うことができること。

- (5) 法人様専用でかつパソコンで利用できる電子メールアドレスをお持ちであること（他の方と共有のメールアドレスでのお申込は受け付けておりません）。
- (6) パソコンでお取引することができる環境があること。
- (7) 当社からの電子メール又は電話で常時連絡をとることができること。
- (8) 適宜、当社ホームページ、取引ツール上に掲載しているお知らせ、及び電子メールによる通知をご確認頂けること。
- (9) 契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、約款、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他法令規則上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾頂けること。
- (10) 振込先預金口座は、国内に存する法人様名義の金融機関口座を指定すること。
- (11) 当社の定める「個人情報の取扱いについて」に同意し、本人確認書類をご提出いただけること。
- (12) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
 - ・ 現在、且つ将来にわたって、役職員が暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜グループ等の反社会的勢力に該当しないこと。
 - ・ 自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。
 - ・ マネー・ローンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。
 - ・ 上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、又は通知によりアカウントが解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自己の責任とすること。
- ※ 「反社会的勢力」には、法令規則その他の事情に鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含みます。
- (13) 取引及び取引に付随する行為について権限を有する個人（以下、「取引担当者」という）を選任すること、並びに取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。
- (14) その他当社が定める基準を満たしていること。

※当社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。

<取引担当者基準>

- 取引担当者は1アカウントにつき1名。
- 取引担当者と法人代表者は同一でも可能。
- 法人代表者に代わり当社との取引について、責任及び権限があること。
- 日本国内に居住する満18歳以上（高校生を除く）満75歳未満の行為能力を有する個人であること。
- アカウント名義人である法人の役職員であること。
- 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。

- ・ 現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと
 - ・ 現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。
 - ・ 自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。
 - ・ マネー・ローンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。
 - ・ 上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、又は通知によりアカウントが解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自己の責任とすること。
- ※ 「反社会的勢力」には、法令規則その他の事情に鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含みます。
- 取引担当者の判断と責任によりDMM CFD-Index取引を行うことができること。
 - その他当社が定める基準を満たしていること。
- ※ 当社における審査の結果、お客様の本取引アカウント登録を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。

4. アカウント登録審査において、お客様のご本人の確認をする目的で、当社の定める書類をご提出していただくことを要します。本人確認書類の種類については、当社ホームページでご確認ください。なお、ご提出いただいた書類は返却致しません。

当社の価格変動リスク管理について

当社は、お客様の注文が約定した場合に当社において発生する価格変動リスクを回避するため、カバー取引及びマリー取引を行っています。お客様の注文が約定した後、他のお客様に当該約定に対当（同じ銘柄で売り買いが反対）する約定があればその分は価格変動リスクを相殺（マリー取引）できることから、マリー取引により価格変動リスクを相殺できなかった部分について、当社の判断でカバー取引を行うことがあります。当社では、マリー取引がなされていないお客様の約定数量の合計が一定量以上にならないよう管理しており、一定量を超えるような場合には、その部分についてカバー取引先に対してシステムにより即時かつ自動的にカバー注文を行います。

なお、流動性が著しく低下する等の相場の状況その他の当社が必要と判断する場合には、上述の限りではなく、当社のディーラーが判断してカバー取引を実施する場合があります。

お取引について

当社が取り扱うDMM CFD-Index取引の取引方法は以下のとおりです。

1. 取引の対象

DMM CFD-Index取引で取扱う銘柄は以下のとおりです。

日本225	米国NYダウ	米国ナスダック100	米国S&P500
ドイツ40	ユーロ50	イギリス100	中国A50

2. 取引単位

銘柄	取引単位	銘柄	取引単位
日本225	10単位 (1 Lot)	ドイツ40	0.1単位 (1 Lot)
米国NYダウ30	0.1単位 (1 Lot)	ユーロ50	0.1単位 (1 Lot)
米国ナスダック100	1単位 (1 Lot)	イギリス100	0.1単位 (1 Lot)
米国S&P500	1単位 (1 Lot)	中国A50	0.1単位 (1 Lot)

一度の最大発注数量(上限)は全銘柄200Lotまでとします。同一価格に対する最大注文数量は200Lotまでとします。ただし、マージンカット及びロスカットは除きます。

また、お客様が保有できる建玉の数は、注文中の新規注文件数と合算して最大で1,000件までとなります(建玉の件数とはLot数ではなく、約定件数となります)。上記の場合は、新たに新規注文を行うことはできません。ただし、決済注文は最大件数に関係なく注文が可能です。

3. 呼び値の単位

銘柄	呼値	通貨	銘柄	呼値	通貨
日本225	0.1円	JPY	ドイツ40	0.1ユーロ	EUR
米国NYダウ30	0.1ドル	USD	ユーロ50	0.1ユーロ	EUR
米国ナスダック100	0.1ドル	USD	イギリス100	0.1ポンド	GBP
米国S&P500	0.1ドル	USD	中国A50	1ドル	USD

4. 取引レート

- 1) 当社が各銘柄にアスクレートとビッドレートを同時に提示し、お客様はアスクレートで買い付け、ビッドレートで売り付けることができます。当社では、複数のカバー先等からの配信レートをもとに当社で生成した独自のレートをお客様に提示しています。アスクレートとビッドレートには価格差(スプレッド)があります。
- 2) 相場急変時や、カバー先等から異常レートの配信があった場合、カバー先等からのレート配信がない又は継続的かつ安定的に配信されない場合、参照する市場において取引規制等が行われた場合、システム障害等が発生した場合、相場急変動時等においてレートの提示が困難と当社が判断した場合、カバー先等から受けたレートが市場実勢を反映したレートではないと当社が判断した場合等には、レートの配信を停止することがあります。また、経済指標の発表時など相場が急変するおそれがある場合には、カバー先等からのレート配信の有無にかかわらず、当社の判断により、その前後においてレート配信を停止し、受注を行わない場合があります。
- 3) レートの配信が停止しており、それを再開するときについては、カバー先等から有効なレート提示を継続的かつ安定的に受けることが可能となり、また、それらのレートが市場実勢を反映したレートであると当社が判断した場合に、レートの配信を再開します。

4) レートの配信を停止している間の相場の動向によっては、再開時のレートがお客様のポジションのロスカット水準を割り込む場合もあるため、再開と同時にお客様のポジションがロスカットの対象となる可能性があります。その場合、再開時のレートを基準とする成行（証拠金維持率の観測のタイミングによっては、再開時のレートが基準とはならない可能性があります）による決済となりますので、必ずしも再開時のレートでロスカットされるとは限りません。また、ロスカット水準付近でロスカットされた場合に比べ、大きな損失が発生する可能性があります、相場の動向によっては、お客様からお預かりした証拠金以上の損失が発生する場合があります。

5. 決済

決済は決済取引（転売又は買戻し）により、お客様が保有する建玉（以下、建玉は「ポジション」と同意です）の反対売買をすることにより実行します。決済による損益は全て円貨とし、外国通貨で発生する損益については、決済時点のレートにより円換算します。また、決済による損益は即時に預託証拠金額に反映されます。

6. ロールオーバー（決済日の繰延）と価格調整額

- 1) 保有する建玉の決済を行わない場合は、建玉を毎営業日自動的に翌営業日へのロールオーバーを実施します。ロールオーバーは、「12. 取引時間」に記載の「メンテナンス時間」に実施されます。
- 2) 上記1)に規定するロールオーバーのうち、参照する市場の限月に係る最終営業日の前に当社が定める営業日に実施するものについて、当該限月の交代を行うため、参照中の限月と翌営業日以降参照する限月の価格差に相当する調整（価格調整）を行います。価格調整の額（価格調整額）は、価格調整を行う直前の営業日の当社が定める時間帯における参照中の限月と翌営業日以降参照する限月の価格差をもとに決定いたします。
- 3) 決定された価格調整額の通知は同営業日終了後に当社ホームページや取引画面等で行います。価格調整額決定後の各限月の価格差の変動によっては、お客様に損失が発生する可能性があります。
- 4) 価格調整額の受払いは、限月の交代を行う最終営業日終了後から、翌営業日開始までに行われますが、当該外貨ではなく、日本円でなされることから、日本円に換算する際の為替リスク（コンバージョンリスク）があります。加えて、限月の交代により、配信するレートが大きく上昇する場合がありますが、この場合には必要証拠金額も大きく上昇し、それによりロスカットルールが適用される場合があることにも留意下さい。
- 5) 提示する限月の交代を行う日程については、決定次第、事前に当社ホームページや取引画面等に掲載いたしますが、当社の判断により同月に複数回行われる場合や、市況の動向等によっては緊急に実施する場合があります。
- 6) 価格調整額の計算は、以下の通りとなります。

1Lotあたりの価格調整額＝（参照中の限月と次回参照予定の限月の価格差）×取引単位×取引通貨の円転評価額

参照中の限月の価格より次回参照予定の限月の価格が高い場合、買いポジションに対して価格調整額をマイナス計上、売りポジションに対してプラス計上いたします。参照中の限月の価格より次回参照予定の限月の価格が低い場合、買いポジションに対して価格調整額をプラス計上、売りポジションに対してマイナス計上いたします。

例)

日本225において参照中の限月価格(30,000.0)、次回参照予定の限月価格(30,100.0)だった場合、
 1Lotあたりの価格調整額 = $(30,000.0 - 30,100.0) \times 1\text{lot} \times 10 \text{ 単位} = -1,000 \text{ (円)}$

買いポジションに対して-1,000円を計上、売りポジションに対して+1,000円を計上します。

7. 追加証拠金制度

- 1) 毎営業日マーケットクローズ後のメンテナンス時間中に証拠金維持率判定を行っており、当該時点において、お客様の証拠金維持率が100%を下回った場合には、追加証拠金が発生します。お客様は、当該メンテナンス明け営業日の22時59分までに、お客様の取引アカウントに入金する等により追加証拠金額を解消しない限り、追加証拠金が発生した翌営業日(当該メンテナンス明けの営業日)の23時00分に、当社がお客様に事前に通知することなく、お客様の計算において全ての未決済ポジションを反対売買により強制決済(マージンカット)します。

例) 追加証拠金が発生した翌営業日が金曜日の場合は、日本時間、金曜日22時59分まで

- 2) 追加証拠金を解消するには、お客様は第1項所定の期日までに、以下のいずれかの方法を採用することが必要となります。

- (1) 「追加証拠金額※」以上のご入金

(DMM FX、DMMCFD-Commodity、DMM 株、DMM バヌーシー及びTOSSYの取引アカウントからの振替入金も含みます)

- (2) 未決済ポジションの全部を決済

- (3) 未決済ポジションの一部決済、又は未決済ポジションの一部決済と追加証拠金額の一部入金により「追加証拠金額※」を「0円」とする

※ ここでいう「追加証拠金額」とは、追加証拠金を解消するために必要なポジション必要証拠金の不足額をいいます。「追加証拠金額」は、「DMMCFD-Index」取引画面でご確認いただけます。

- 3) 追加証拠金が発生した場合には、当社は、メールその他当社が適当と認めた手段にて、お客様に対し、追加証拠金の額を通知いたします(お取引画面で金額を確認頂けます)。ただし、ご登録のメールアドレスの設定や、プロバイダーの設定等によっては、本メールが迷惑メールと判断されることでゴミ箱に振り分けられたり、受信自体されなかったりする場合があるため、注意が必要です。また、当社事情により正常にメール送信がされない、あるいは、遅延することもあります。この場合でも追加証拠金額が所定の時間までに解消されない場合は、保有の建玉は強制決済されます。
- 4) 追加証拠金が発生した場合、当社にて以下の対応をさせていただきます。

- (1) 新規取引の停止
- (2) 出金予約の停止

- (3) 発注済み未約定新規注文の取消処理の実施（未約定新規注文を取消すことで、不足金額が解消された場合は追加のご入金等は必要ありません）
- (4) 出金予約済の場合は、出金予約の取消（出金予約を取消すことで、不足金額が解消された場合は追加の証拠金のご入金は必要ありません）
- 5) 追加証拠金が発生した翌営業日内に証拠金維持率が50%以下となった場合には、「8. ロスカットルール」により全ての未約定注文の取消が行われ、全ての未決済ポジションが自動的に決済（ロスカット）されます。また、一旦追加証拠金が発生した場合には、相場変動等により証拠金維持率が100%以上に回復したとしても追加証拠金の解消とはなりません。追加証拠金を解消するためには第1項所定の期日までに第2項所定の方法を採る必要があります。
- 6) 強制決済時に約定することができる有効な取引レートがなかった場合又は取引時間外の銘柄については強制決済待ちとなり、約定することができる有効な取引レートが配信されたとき又は翌営業日の取引再開時に強制決済されます。翌営業日が各国の祝祭日等で休場の場合は、休場明けの取引再開時に強制決済されます。なお、強制決済待ちとなった場合、強制決済が完了するまで、追加の入金を行ったとしても追加証拠金は解消されず、新規の取引も行うことはできません。
- 7) 振込名義人名の相違、クイック入金エラー、銀行休業日等により第1項所定の期日までにお客様の入金が当社で確認できない場合には、全ての未決済ポジションを反対売買によりマージンカットします。
- 8) マージンカットは、必ずしもお客様の損失を限定するものではありません。急激な相場変動などの状況によっては、預託証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。
- 9) DMM CFD-Index 取引、DMM CFD-Commodity 取引の区分ごとにそれぞれ個別の管理となり、損益等は合算されません。マージンカットもそれぞれ個別に計算されます。

8. ロスカットルール

- 1) DMM CFD-Index取引では、お客様の多額の損失の発生を未然に防ぐため、定期的にお客様の取引アカウントの値洗いを行い、証拠金維持率がロスカットラインである50%以下となった場合、全ての未約定注文が取消され、当社がお客様に事前に通知することなく、お客様の計算において全ての未決済ポジションを自動的に決済（ロスカット）します。なお、未約定注文が取消され、証拠金維持率が50%を回復した場合、ロスカットは執行されません。
- 2) ロスカットでは、ロスカット注文が執行されたときの配信レートで約定しますが、約定のための有効なレートが配信されていない場合、有効なレートが配信されるまでロスカット処理に時間を要することがあります。また、複数の銘柄の建玉を保有している状態で、一部の銘柄は有効なレートが配信され、一部の銘柄は有効なレートが配信されていない場合、有効なレート配信がある銘柄の建玉はそのまま決済され、有効なレートが配信されていない銘柄の建玉は、有効なレートが配信されたときに決済されます。したがって、複数の銘柄の建玉を保有している状態でロスカットになった場合には、ロスカット処理が完了するまでに時間を要する場合があります。

※ ロスカット作動後は、全ての受注注文が取消されます。取引レートが急激に変動した場合等は、証拠金維持率が50%以下でロスカットされる場合があります。そのため、正常にロスカットが行われた場合であっても、預託証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。

- ※ ロスカットは、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先等からの配信レートをもとに、約定の可能性が高いと考えられるレートを生成し適用することがあります。そのため、お客様にとって不利なレートで約定することがあること、また、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。
- ※ 逆指値注文の指定価格によっては、ロスカット注文を優先する場合があります。
- ※ システム障害等の原因により、予定された通りにロスカット取引の手続きが行われなかった場合、想定以上の損失が発生し、又は預託された証拠金以上の損失が発生するおそれがあり、また、その場合の原因が当社の責に帰することができない事由については、免責とすることがあります。
- ※ 証拠金維持率とはお客様が保有するポジションに係る取引証拠金に対する純資産の比率であり以下の算式によって求めたものとします。

$$\text{証拠金維持率} = (\text{純資産額} - \text{注文証拠金}) \div \text{ポジション必要証拠金} \times 100$$
- ※ DMM CFD-Index取引、DMM CFD-Commodity 取引の区分ごとにそれぞれ個別の管理となり、損益等は合算されません。ロスカットルールもそれぞれ個別に計算され執行されます。

9. 決済日（受渡日）

決済取引を行った場合の決済日（受渡日）は原則として、当該転売又は買戻しを行った営業日とします。

10. 取引時間

取引時間及びメンテナンス時間につきましては、当社ホームページをご覧ください。

- ※ 何らかの理由により、土曜日（金曜営業日）の取引最終時間を越えてレートの配信があった場合には、その状況に鑑み、当該レートを金曜日の営業日に配信されたレートとして扱い、当該レートにより約定した注文を有効とする場合があります。このとき、各銘柄において最後に配信されたレートを同営業日の終値として取り扱います。
- ※ メンテナンス時間中はDMM CFD-Index取引画面へのログインは可能ですが、取引時間外のため、注文の約定、指値等の注文、変更、取消並びに入出金はできません。
- ※ 土曜一月曜のシステムメンテナンス時間以外の時間帯はDMM CFD-Index取引画面へのログインが可能で、その他、クイック入金、出金予約、振替入出金、指値注文（新規、決済）、逆指値注文（新規、決済）、並びに注文の取消し・変更も可能です。なお、約定はしません。
- ※ 市場が休場となる日（元日、クリスマス等）、実質的に取引市場が休止となる日、及びその他当社が取引できないとした時間には取引・注文ができませんのであらかじめご了承ください。
- ※ システム障害、その他の障害の発生中は取引ができなくなる場合があります。
- ※ 突発的なシステム障害の発生を除き、取引ができない場合や取引時間が変更になる場合は、原則として事前に当社ホームページ上に掲載いたします。

11. 注文の種類

1) 注文の種類は以下のとおりです。その他注文は、33ページの「DMM CFD-Index取引及びその受託に関する主要な用語の定義」をご覧ください。なお、これら注文は、DMM CFD-Index取引システムでのみ行うことができ、原則として、電話、ファックス、電子メールその他の手段による注文及び変更・取消はできません。

●即時注文 ●指値 ●逆指値（ストップ注文） ●クイック決済
●一括決済 ●IFD（イフダン） ●OCO（オーシーオー） ●IFO（IFD+OCO）

【即時注文】

- ・ 当社が連続的にお客様に提示する価格（取引レート）に対して、お客様の任意のタイミングで発注できる注文方法で、お客様自身で許容するスリッページ幅を設定することができます。
- ・ 当注文での約定価格は、実際にお客様の注文を約定処理する時点において、お客様向けに配信したレートをもって約定価格とします。したがって、お客様が注文を出した時の配信レートとは異なる価格で約定することがあります。このときは、お客様にとって有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。
- ・ お客様がスリッページ幅を設定した場合の当注文の執行は、当注文をお客様が発注したときにお客様に配信するレートと、約定処理を行うときにお客様に配信するレートとの差がお客様の設定したスリッページ幅の範囲内であれば、約定処理を行うときにお客様に配信するレートで約定します。これとは反対に、当注文をお客様が発注したときにお客様に配信するレートと、約定処理を行うときにお客様に配信するレートとの差がお客様の設定したスリッページ幅を超えるとときは、当注文は不成立となります。
- ・ お客様がスリッページ幅を「0」（許容しない）とした場合の当注文の執行は、当注文をお客様が発注したときにお客様に配信するレートと、約定処理を行うときにお客様に配信するレートが同一のときは、当該価格で約定します。これとは反対に、当注文をお客様が発注したときにお客様に配信する価格と、約定処理を行うときにお客様に配信する価格が同一ではないときは、当注文は不成立となります。
- ・ 当注文をお客様が発注したときから、当注文を約定処理するまでに一定の時間が経過した場合、当注文は不成立となります。
- ・ 当注文は、他の即時注文及びその他の注文と優劣の差はないため、約定処理を行うサーバに到達した順序で約定処理されます。

【指値注文】

- ・ 当注文は、お客様が注文時に約定価格を指定して行う注文方法で、発注時にお客様に配信するレートに対して、お客様にとって有利なレートを注文価格として指定することができます。
- ・ 当注文は、お客様が指定した価格に対して、お客様に配信するレートが同一となるか、若しくはお客様が指定した価格を超えたときに、お客様が指定した価格で約定します。したがって、直前に配信したレートとかい離れたレートが配信された場合等には、配信レートの履歴にない価格で約定することがあります。これには、限月の交代により配信するレートがかい離して配信された場合も含まれ、当該配信されたレートがお客様の指定した価格に達している場合には、お客様が指定した価格で約定されます。ただし、週明けに当社が初めて配信するレートが、お客様の指定した価格よりお客様にとって有利なレートの場合には、お客様が

指定した価格ではなく、当該週明けに当社が初めて配信するレートで約定します。

- ・ 当注文は、他の指値注文及びその他の注文と優劣の差はないため、約定処理を行うサーバに到達した順序で約定処理されます。
- ・ 同一方向（売買の別）で同一銘柄の指値注文において、同一価格での注文上限は、新規、決済の別を問わず200Lotとなります。
- ・ 当注文は、注文時に有効期限を指定します。有効期限については以下の通りです。

今日中 : 注文を発注した営業日終了時点まで有効

今週中 : 金曜営業終了時間まで有効

無期限 : 約定又は取消するまで有効

期間指定 : 日時を分単位で指定できます。

ただし、「今週中」「無期限」「期間指定」を選択した場合でも、価格調整が行われる場合には、価格調整の対象銘柄にかかる注文中の指値注文は価格調整が行われる営業日終了後から翌営業日開始までの間に全て取消されます。

【逆指値注文】

- ・ 当注文は、お客様が注文時に注文の執行を行う価格を指定して行う注文方法で、発注時にお客様に配信するレートに対して、お客様にとって不利な価格を注文価格として指定することができます。
- ・ 当注文が売り注文の場合は、お客様が指定した価格以下のビッドレート、買い注文の場合は、お客様が指定した価格以上のアスクレートが配信されたとき、原則として、当該配信されたレートをもって約定します。これには、限月の交代により配信するレートがかい離して配信された場合も含まれます。ただし、約定処理に時間を要する場合等には、当該配信された価格以外の価格で約定することがあります。なお、週明けに当社が初めて配信するレートが、お客様の逆指値注文の執行の条件を満たしている場合は、原則として、当該初めて配信するレートが約定価格となります。
- ・ 当注文は、他の指値注文及びその他の注文と優劣の差はないため、約定処理を行うサーバに到達した順序で約定処理されます。
- ・ 同一方向（売買の別）で同一銘柄の逆指値注文において、同一価格での注文上限は、新規、決済の別を問わず200Lotとなります。
- ・ 当注文は、注文時に有効期限を指定します。有効期限については以下の通りです。

今日中 : 注文を発注した営業日終了時点まで有効

今週中 : 金曜営業終了時間まで有効

無期限 : 約定又は取消するまで有効

期間指定 : 日時を分単位で指定できます。

ただし、「今週中」「無期限」「期間指定」を選択した場合でも、価格調整が行われる場合には、価格調整の対象銘柄にかかる注文中の逆指値注文は価格調整が行われる営業日終了後から翌営業日開始までの間に全て取消されます。

【クイック決済】

- ・ 当注文は、お客様が選択したポジションを成行にて決済する注文方法で、スリッページ幅を

設定することはできません。

- ・ 当注文は、当注文が約定処理を行うサーバに到達したときにお客様に配信するレートで約定します。ただし、当注文が約定処理を行うサーバに到達した時点から一定時間、約定すべき有効なレートの配信が行われなかったときは、当注文は不成立となります。
- ・ 当注文は、他のクイック決済注文及びその他の注文と優劣の差はないため、約定処理を行うサーバに到達した順序で約定処理されます。ただし、お客様がすでに発注されている決済注文がある場合は、当該発注決済注文は取消されます。

【一括決済】

- ・ 当注文は、お客様が保有する複数のポジション（同一の銘柄に限ります）を一括で成行にて決済する注文方法で、スリッページ幅を設定することはできません。
- ・ 当注文は、当注文が約定処理を行うサーバに到達したときにお客様に提示するレートで約定します。ただし、当注文が約定処理を行うサーバに到達した時点から一定時間、約定すべき有効なレートの配信が行われなかったときは、当注文は不成立となります。
- ・ 当注文は、他の一括決済注文及びその他の注文と優劣の差はないため、約定処理を行うサーバに到達した順序で約定処理されます。ただし、お客様がすでに発注されている決済注文がある場合は、一括決済注文が約定後、当該発注決済注文は取消されます。

2) 上記記載の内容の他、流動性の低下や、当社のカバー取引の成立状況、取引可能なレートが配信されない状況の発生、その他、突発的な事象の発生等により、お客様の注文が不成立となることがあります。

1 2. 取引方法について

当社が提供するDMM CFD-Index取引はインターネットを通じ、各種端末にて行われます。従って、お客様は本取引を利用するにあたり、お客様の責任で以下に掲げる使用機器及び回線に関する推奨環境を準備する必要があります。当社の推奨環境については、当社ホームページでご確認ください。

なお、当社の推奨環境を満たしていても、お客様のご利用端末や回線・その他の要因により正常に動作しない場合があります。

また、当社の用意するサーバ上にある取引システム（以下「本取引システム」という。）を利用して行われることを原則とし、本取引システムの改変及び本取引システム以外の使用を禁止いたします。

1 3. 約定の訂正等

お客様の注文の約定は、「4. 取引レート」に記載している方法により生成したレートにより行いますが、当社のシステム障害やカバー先等のレート誤配信などにより本来あるべき価格で約定しなかったこと等により、お客様に本来発生していなかったはずの利益又は損失が発生する可能性があります。その場合、本来あるべき価格での約定に訂正させていただく又は約定の取消しをさせていただく場合があります。

その場合、当社からお客様に対し、速やかにご連絡いたします（連絡方法は、取引画面、電子メール、電話等、状況により異なります）。

1.4. 証拠金

（1）証拠金の差入れ

DMM CFD-Index取引を開始するためには、所定の証拠金をDMM CFD-Index取引アカウントに入金する必要があります。なお、現金（日本円）のみ受け入れ可能であり、有価証券等の受入は行っておりません。

（2）証拠金必要額

【約定時必要証拠金】

新規取引時に必要となる証拠金を指し、総約定代金の10%となります。計算式は以下のとおりです（ただし、日本225について換算レートはありません）。

新規約定時の取引レート×Lot数×取引単位×換算レート（新規約定時の対象通貨のレートの仲値）×10%

【維持必要証拠金】

ロールオーバーしてポジションを維持するために必要となる証拠金を指し、総約定代金の10%となります。計算式は以下のとおりです（ただし、日本225について換算レートはありません）。

終値×Lot数×取引単位×換算レート（※）×10%

なお、ロールオーバー時に純資産額が維持必要証拠金の額を下回った場合には、追加証拠金が発生いたします。追加証拠金については、「7. 追加証拠金制度」をご確認下さい。

※ 維持必要証拠金の計算に使用する換算レートは、当社のDMM FXサービスの営業日終了時点で、DMM CFD-Indexシステムが受信・保有している対象通貨のレートの仲値となります。

（3）不足金額の差入れ

マージンカットやロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。その場合、当該不足金額は、当該不足金額が発生した翌営業日の15時までに現金で当社に差入れてください。なお、当社の定める期日までに不足金額の差入れがなされない場合には、年率14.6%の割合による遅延損害金を申し受けます。

（4）評価損益及び価格調整額の取扱い

当社が行う値洗いにより発生する建玉評価損益及び価格調整により付与された価格調整額は、評価損益に反映され、純資産額及び証拠金維持率に影響します。

（5）用語の説明

用語	説明
預託証拠金残高	取引日基準の証拠金残高

ポジション必要証拠金	その時点のポジションを持つために必要な証拠金
注文証拠金	未約定の注文に係る証拠金
証拠金維持率	取引内容に対する証拠金の余力の割合
評価損益	その時点のポジションに対する未決済価格調整額を含む評価額
建玉評価損益	その時点のポジションに対する評価額（価格調整額含まず）
建玉可能額	新規建玉に利用できる証拠金額
出金可能額	出金予約できる金額 預託証拠金残高－（ポジション必要証拠金+注文証拠金+出金予約額） －約定評価損
純資産額	預託証拠金残高に評価損益を加え、出金予約額を差し引いた額
追加証拠金額	毎営業日の証拠金維持率判定において、証拠金維持率が100%を下回った場合に発生するポジション必要証拠金の不足額 証拠金維持率判定時刻におけるポジション必要証拠金－純資産

15. 証拠金等の入金・出金

（1）証拠金等の入金

DMM CFD-Index取引の入金は円貨のみの取扱いとなります。お客様による証拠金等の入金は、当社指定銀行への振込に限られます。当社指定銀行口座に振り込まれた証拠金等については、かかる入金を当社が確認した時点でおお客様の取引アカウントに反映されるため、振込から取引アカウントへの反映までの間に一定の時差が生じる可能性がありますのでご注意ください。なお、当社指定銀行口座への振込の際の振込手数料はお客様負担といたします。

また、入金はDMM FX、DMM CFD-Commodity、DMM株、DMMバヌーシー及びTOSSYの取引アカウントをお持ちで出金可能額がある場合は、振替入金を行うことができます。

ご入金はクイック入金（オンライン入金）もご利用頂けます。ただし、クイック入金をご利用頂いた場合でも、即時に入金が反映されることを保証するものではありません。お客様の手続きが最後まで正しく完了しなかったこと又はシステムのエラー等により、アカウントへの反映が翌営業日以降になる場合がありますので、ご注意ください。

ご入金を頂く際の振込名義人名は、本取引システムのお取引アカウント名義人名と同一のものに限ります。

振込名義人名とお取引アカウント名義人名が相違することが判明した際は、本取引システムにおける入金処理及び売買発生後といえども当該振込入金の取り消しを行うこととします。これにより発生するリスク及び、ご利用の金融機関での取消し（組戻し）で発生する費用等は、全てお客様にご負担頂きますので、ご注意ください。

クイック入金、振替入金は、定期メンテナンスや臨時メンテナンスを行う時間帯はご利用頂くことができません。また、システム障害の内容によってはご利用頂くことができない場合があります。なお、当社指定口座への振込の際の振込手数料は、お客様負担といたします。ただし、クイック入金、振替入金をご利用の際の振込手数料は無料といたします。

- ※ クイック入金とはオンラインにて当社提携金融機関よりお客様のアカウントに即座にお振込ができるサービスです。
- ※ 振替入金とは、お取引アカウント間の資金の出金可能額を振替ができるサービスです。
- ※ クイック入金は即時入金を保証するものではなく、お客様による手続きや通信回線の状況等の不具合によっては入金翌営業日以降になることがあります。この場合に生じた損失、機会利益の逸失、費用負担について当社は一切の責任を負いません。
- ※ クイック入金において、インターネット回線の切断あるいは瞬間的な接続障害や振込手続き完了前に「閉じる」ボタンにてブラウザを閉じてしまった場合などには、入金エラーとなり、お取引アカウントにご入金が入座に反映されない場合があります。この場合に生じた損失、機会利益の逸失、費用負担についても当社は一切の責任を負いません。また、クイック入金エラーは上記原因のみとは限りません。
- ※ クイック入金の上限額は、1回につき1億円未満、下限額は1回につき5,000円となります。
- ※ 海外からのご入金は受付け出来ません。また、海外にある銀行口座等への出金も出来ません。
- ※ 金融機関のサイト変更等により、一部又は全部の取引ツールからのクイック入金をご利用いただけなくなる場合があります。
- ※ 当社提携金融機関であっても、「個人アカウント」又は「法人アカウント」でクイック入金をご利用いただけない場合があります。

(2) 証拠金等の出金

預託された証拠金は、出金可能額の範囲で出金予約することができます。

なお、出金が可能な額は、出金依頼時と実際の出金時の双方において判断させていただきます。従って、出金依頼後、当社が出金処理を行うときに出金可能額が0円未満の場合（取引画面上では、出金可能額が「¥0」と表示されます。）及び、追加証拠金が発生した場合に出金を中止いたします。出金の手続きを取られた場合、出金依頼日から原則3営業日以内にお客様名義の指定銀行口座に送金いたします。出金時の振込手数料は当社で負担いたしますが、出金のお取り扱いとは原則1日1回、且つ、2,000円以上の金額とさせていただきます。ただし、全額出金のご依頼の際はこの限りではありません。

- ※ 出金予約をされたのち、取引アカウントにおける純資産額がマイナスになった場合、いったん出金予約を取消させていただいたうえ、そのマイナス分と相殺させていただきます。そのうえで、お客様の出金予約の金額が残った場合には、その残額を出金させていただきます。また、それに伴うリスクについてはお客様負担となりますのでご注意ください。

16. 決済に伴う金銭の授受

- 1) 決済は、ポジションの反対売買時に取引の結果生じた差損益金の受払いを行う「差金決済」という方式により完了します。反対売買により発生した売買差損益金は、預託証拠金の残高に当日反映します。
- 2) 前項の反対売買により発生した売買差損益金が円貨以外の外貨については、決済時点の対象通貨対円レートで計算（コンバージョン）され、預託証拠金の残高に反映します。
- 3) ポジションの反対売買に伴うお客様と当社の間での金銭の授受は、次の計算式により算出した金銭

を授受します。

(約定価格差(※) × 取引数量) + 反対売買の対象ポジションに係る価格調整額

※ 約定価格差とは、ポジションの反対売買に係る約定価格と、当該ポジションの反対売買の対象となった新規の買付取引又は新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。

17. システム障害

システム障害とは、お客様がパソコン、スマートフォン等により当社の取引システムを通じてご注文いただけない状態や、お取引に係るシステムの誤作動、誤表示等が発生し、かつ当社取引システムに不具合があると当社が判断した場合をいいます。

システム障害時においては、当社の判断により、お取引を制限することや成立したお取引を取消す場合もあります。これは、システム障害時、当社内においてもお客様の情報にアクセスすることが困難となるおそれがあり、また、そのような状況下において受注を行って事故を誘発し、ひいてはお客様の不利益につながることを防止するためです。

※ この場合に生じた損失、機会利益の逸失、費用負担について当社は一切の責任を負いません。

18. スプレッド

当社が提示する取引レートには、買付レート（アスク）と売付レート（ビッド）の価格差（スプレッド）があります。売り手と買い手が常に同じ条件でフェアな取引を成立させるため、取引レートの表示は常にビッドレートとアスクレートの2WAYで表示されます。当社は、お客様に提示するビッドレートとアスクレートを、複数のカバー先等から提示されたレートをもとに当社が独自に生成します。なお、アスクレートはビッドレートよりもスプレッド分、高くなっています。

19. 取引手数料

取引手数料は無料です。

20. 値洗い

当社はお客様のポジションの計算上の損益（評価損益）について、すべて当社が提示する取引レートでリアルタイムに円換算して評価します。従って、ポジションをお持ちの場合は、円貨額で表示され、随時、ポジションに対する評価損益並びに証拠金維持率等が変動します。

21. 両建

DMM CFD-Index取引では両建取引が可能です。両建とは、お客様がDMM CFD-Index取引において同一銘柄で買いポジションと売りポジションの両方を同時に持つことをいいます。両建取引は、反対売買時にスプレッドによるコストをお客様が二重に負担すること等により、経済合理性を欠く取引でありますので、当社ではお勧めいたしません。お客様自らの意思によりお取引をお願いいたします。

22. 電子交付書面

契約締結前交付書面等（本説明書及び「店頭デリバティブ取引（DMM CFD-Index DMM

CFD-Commodity) 約款」)、「取引報告書兼残高報告書兼証拠金受領通知書(日次)」、「取引残高報告書(月次)」、「四半期報告書」及び「期間損益報告書」等は電磁的方法によって交付(電子交付)いたします。なお、「取引報告書兼残高報告書兼証拠金受領通知書(日次)」及び「取引残高報告書(月次)」、「四半期報告書」、及び「期間損益報告書」は取引画面上で閲覧が可能です。電子交付書面の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社までご照会ください。

「期間損益報告書」は、取引期間を指定することで、当該指定期間内の損益状況を確認することができます。年間の損益を確認される場合や、税務署等へのご申告の際は、1年間の期間を指定することでご確認いただけます。

23. 課税上の取扱い

個人が行った店頭におけるDMM CFD-Index取引で発生した益金(売買による差益及び金利収益)は、2012年1月1日の取引以降に行う取引は「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告する必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

※ 復興特別所得税は、2013年1月1日から2037年12月31日まで(25年間)の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額(利益に対しては、0.315%)が、追加的に課税されるものです。

金融商品取引業者は、お客様にDMM CFD-Index取引で発生した益金の支払いを行った場合は、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

法人が行った店頭におけるDMM CFD-Index取引で発生した所得(売買による差益及び金利収益をいいます。)は、法人税に係る益金の計算上、益金の額に算入されます。

※ 詳しくは管轄の税務署や国税局タックスアンサー又は税理士等の専門家にお問い合わせください。

24. ご契約の終了事由

お客様が発注した決済注文が約定したことによる建玉の決済、追加証拠金又はロスカットに関する取り決めに基づく建玉の決済及び当社の店頭デリバティブ取引(DMM CFD-Index DMM CFD-Commodity)約款に掲げる事由(主なものは次のとおりです。)に該当したことによる建玉の決済により、CFD取引アカウント(DMM CFD)の金融商品取引契約は終了します。

- ・ お客様が当社に対し本取引の解約の申し入れをしたとき
- ・ お客様が法令等及び店頭デリバティブ取引(DMM CFD-Index DMM CFD-Commodity)約款、その他関連する規定の内容に違反し、当社が解約を通告したとき
- ・ お客様が当社に対する届出事項について虚偽の届出を行っていたことが判明したとき
- ・ お客様が反社会的勢力の団体及び団体員並びに団体関係者に該当すると当社が判断したとき
- ・ お客様の登録アカウントのお取引及び全ての残高がなくなった後、相当期間が経過したとき
- ・ その他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切であると認めたとき

DMM CFD-Index 取引の手続きについて

お客様が当社とDMM CFD-Index取引を行われる際の手続きの概要は次のとおりです。

1. 取引の開始

a. 本説明書の交付を受ける

はじめに、当社から本説明書が交付されますので、DMM CFD-Index取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出下さい。

b. DMM CFD-Index取引アカウントの設定

DMM CFD-Index取引の開始に当たっては、原則として当社Webサイト上のDMM CFD-Index取引お申込フォームに必要事項を入力頂き、DMM CFD-Index取引アカウントを設定して頂きます。その際、ご本人である旨の確認書類をご提示して頂きます。なお、当社では取引開始基準を設け、年齢・金融資産・取引経験等を勘案し、お取引アカウント登録につき当社で審査を実施させていただいた後に、当社が承諾した場合にのみお取引アカウントを登録させて頂きます。またDMM CFD-Index取引並びにDMM CFD-Commodity取引両方のアカウント登録に同意して頂く必要があります。

2. 注文の指示事項

DMM CFD-Index取引の注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を正確に指示して下さい。

- a. 注文する銘柄
- b. 売付取引又は買付取引の別
- c. 注文数量
- d. 価格（成行、指値、逆指値等）
- e. 注文の有効期間
- f. その他お客様の指示によることとされている事項

3. 証拠金の差入れ

DMM CFD-Index取引の注文をするときは、当社に所定の証拠金を差し入れて頂きます。

4. 転売又は買戻しによる建玉の結了

建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、転売又は買戻しとし、取引数量分が建玉から減少します。決済される建玉は、お客様の指示によります。

5. 注文をした取引の成立

注文をしたDMM CFD-Index取引が成立したときは、7. に定める内容に従い当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書を電磁的方法により交付いたします。

6. 手数料

アカウント管理費、取引手数料は無料です。

7. 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認頂くため、お客様の成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金及びその他の未決済勘定の現在高を記載した取引残高報告書を取引システムよりダウンロードして閲覧する方法でお客様に報告いたします。

8. その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、コンプライアンス部に直接ご照会下さい。

その他DMM CFD-Index取引の仕組み・取引の手続き等について、ご不明な点やご質問がございましたら、当社カスタマーサポートまでお尋ね下さい。

DMM CFD-Index 取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方としたDMM CFD-Index取引、又は顧客のためにDMM CFD-Index取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「DMM CFD-Index取引行為」といいます）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

- a DMM CFD-Index取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のためにDMM CFD-Index取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為。
- b 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げてDMM CFD-Index取引契約の締結を勧誘する行為。
- c DMM CFD-Index取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、DMM CFD-Index取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭有価証券デリバティブ取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭有価証券デリバティブ取引の残高を有する者に限ります）に対する勧誘及びその他のDMM CFD-Index取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます）。
- d DMM CFD-Index取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為。
- e DMM CFD-Index取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該DMM CFD-Index取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該DMM CFD-Index取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為。
- f DMM CFD-Index取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為。
- g DMM CFD-Index取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為。
- h DMM CFD-Index取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為。
- i DMM CFD-Index取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為。

- j 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及びDMM CFD-Index取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと。
- k DMM CFD-Index取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為。
- l DMM CFD-Index取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます）。
- m DMM CFD-Index取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為。
- n DMM CFD-Index取引契約に基づくDMM CFD-Index取引行為をすることその他の当該DMM CFD-Index取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為。
- o DMM CFD-Index取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為。
- p DMM CFD-Index取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該DMM CFD-Index取引契約の締結を勧誘する行為。
- q あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算によりDMM CFD-Index取引をする行為。
- r 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客のDMM CFD-Index取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的としてDMM CFD-Index取引をする行為。
- s DMM CFD-Index取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、銘柄の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます）。
- t DMM CFD-Index取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行うDMM CFD-Index取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます）の勧誘その他これに類似する行為をすること。
- u 個人顧客を相手方としてDMM CFD-Index取引を行う場合において、当該金融商品取引業者が当該個人顧客から預託を受けた取引証拠金等の額に当該DMM CFD-Index取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を加え、又は当該DMM CFD-Index取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を減じて得た額が約定時必要預託額に不足するにもかかわらず、直ちに当該個人顧客にその不足額を当該金融商品取引業者に預託させることなく、当該DMM CFD-Index取引を行うこと。
- v 個人顧客を相手方としてDMM CFD-Index取引を行う場合において、その営業日ごとの一定の時刻における当該DMM CFD-Index取引に係る取引証拠金等の実預託額が維持必要預託額に不足

するにもかかわらず、速やかに当該個人顧客にその不足額を当該金融商品取引業者に預託させることなく、当該DMM CFD-Index取引を行うこと。

- w 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること。
- x 顧客にとって不利な価格で成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む）。
- y 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること。

DMM CFD-Index取引及びその受託に関する主要な用語の定義

□相対取引（あいたいとりひき）

金融商品取引業者がお客様に対する取引の相手方となる取引。店頭取引ともいいます。

□アスク（あすく）—ASK

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすることをいいます。
お客様はその価格で買い付けることができます。

□IFD注文（いふだんちゅうもん）

優先順位にある2つの注文を同時に発注することで、新規注文と決済注文を同時に発注することができる注文方法のことをいいます。新規注文が約定したあとに、決済注文が有効になります。

□IFO注文（いふだんおーしーおーちゅうもん）

IFD注文とOCO注文を組み合わせた注文方法のことをいいます。IFD注文の決済注文をOCO注文で発注することができます。

□受渡日（うけわたしび）—Value Date

反対売買により決済した売買代金の差金の受渡しが行われる日をいいます。決済益は受渡後に現金が可能となります。

□売建玉（ポジション）（うりたてぎよく）

売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

□売戻し（うりもどし）

買建玉（ポジション）を仕手舞う（買建玉（ポジション）を減じる）ために行う売付注文をいいます。

□OCO注文（おーしーおーちゅうもん）

同順位の2つの注文を同時に出して、一方が成立したら、もう一方が自動的にキャンセルされる注文。

□買建玉（ポジション）（かいたてぎよく）

買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

□買戻し（かいもどし）

売建玉（ポジション）を仕手舞う（売建玉（ポジション）を減じる）ために行う買付注文をいいます。

□価格調整額（かかくちょうせいがく）

当社が定める日に提示する限月の交代を行う際、参照中の限月と次回参照予定の限月の価格差を調整するために付与する金額（マイナス金額もあります）をいいます。

□カバー取引（かばーとりひき）

金融商品取引業者がお客様を相手方として行う店頭有価証券デリバティブ取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該有価証券デリバティブ取引と取引対象銘柄、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う店頭金融先物取引をいいます。当社が行うカバー取引の相手方を「カバー取引先」又は「カバー先」といいます。

□逆指値注文（ぎゃくさしねちゅうもん）

現在のレートよりもお客様にとって不利なレートをお客様が指定して発注する注文方法です。現在のアスクより高い価格で買う、又は、現在のビッドより安い価格で売る注文になります。

□限月（げんげつ）

先物取引の期限が満了（取引期限）となる月のことです。期限が満了となる月の中で最も期限日に近い限月のことを一番限（当限、期近限月）、次に期限日に近い限月のことを二番限といいます。取引の期限が違っている複数の限月が、それぞれで違う価格で取引されています。

□金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）

店頭金融先物取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

□コンバージョン（こんぱーじょん）

他の通貨への両替のことです。日本円以外の通貨で発生した損益を日本円にコンバージョン（両替取引）します。

□裁判外紛争解決制度（さいばんがいふんそうかいけつせいど）

訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADR ともいいます。

□指値注文（さしねちゅうもん）

現在のレートよりもお客様にとって有利なレートをお客様が指定して発注する注文方法です。現在のアスクより安い価格で買う、又は、現在のビッドより高い価格で売る注文になります。取引はレートのかい離があった場合でも注文価格で約定されます。ただし、週明けに当社が初めて配信する価格が、お客様の指値注文の価格に達していた場合のみ、当該初めて配信する価格で約定します。

□差金決済（さきんけつさい）

現物の受渡を行わずに、反対売買による差金の授受によって決済することです。

□参照原資産

当社が参照している店頭デリバティブ取引の対象となる資産のことです。

日本 225	日経 225 先物
米国 NY ダウ 30	NY ダウ先物
米国ナスダック 100	NASDAQ100 先物
米国 S&P500	S&P500 先物
ドイツ 40	ドイツ DAX 先物
ユーロ 50	ユーロ・ストックス 50 先物
イギリス 100	FTSE100 先物
中国 A50	FTSE 中国 A50 先物

□参照市場（さんしょうしじょう）

当社が参照している店頭デリバティブ取引の対象となる市場のことです。

日本 225	CME
--------	-----

米国 NY ダウ 30	CME
米国ナスダック 100	CME
米国 S&P500	CME
ドイツ 40	EUREX
ユーロ 50	EUREX
イギリス 100	ICE
中国 A50	SGX

□証拠金（しょうきん）

先物やオプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。

□スリッページ（すりっぺージ）－Slippage

即時注文、逆指値注文等が成立するときに、注文時の表示レート（逆指値注文の場合は、注文価格）と実際の約定価格との差額をいいます。即時注文ではあらかじめ許容範囲を設定することも可能です。

□即時注文（そくじちゅうもん）

当社が連続的にお客様に配信するレートに対して、お客様の任意のタイミングで発注できる注文方法です。即時注文では、スリッページが発生する場合があるため、お客様が発注したときのレートと実際の約定レートが乖離する場合があります。

□建玉（ポジション）（たてぎよく）

ポジション。売買契約成立後、未決済の契約のことです。

□追加証拠金（ついかしょうきん）

毎営業日の証拠金維持率判定において、証拠金維持率が100%を下回った場合に発生するポジション必要証拠金の不足額をいいます。

□店頭デリバティブ取引（てんとうでりばていぶとりひき）

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。

□成行注文（なりゆきちゅうもん）

注文価格や約定価格を指定しないで出す注文方法です。必ずしもお客様が注文を発注した時点で、当社がお客様向けに配信したレートで約定することを保証するものではありません。

□値洗い（ねあらい）

建玉（ポジション）について、毎日の市場価格の変動に伴い、評価替えする手続きを値洗いといっています。

□ビッド（びっど）－BID

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はその価格で売り付けることができます。

□FIFO（ふあいふお）－First In First Out

FIFO 注文は、先入先出による注文のことです。新規と決済を自動的に判別して、決済できる最も古いポジションを自動的に決済する注文です。

□分別管理（ぶんべつかんり）

金融商品取引業者が顧客から預った証拠金その他の資産を、金融商品取引業者の資産と明確に区分して保管することです。

□ヘッジ取引（へっじとりひき）

現在保有又は将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向の建玉を取引所金融商品や店頭市場で設定する取引をいいます。

□マージンカット（まーじんかっつ）—Margin cut

毎営業日のマーケットクローズ後に、証拠金維持率判定を行っており、当該時点において証拠金維持率が100%を下回った場合、翌営業日のオープン時点で追加証拠金が発生します。当該翌営業日の22時59分までに追加証拠金額が0円とならない場合に、当該翌営業日の23時00分（マージンカットや他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要する場合があります）に、お客様の全ての未決済ポジションを反対売買により強制決済することをいいます。

（例えば、金曜日のマーケットクローズ後に証拠金維持率が100%を下回っていた場合、翌営業日の22時59分（月曜夜）までに追加証拠金が0円とならなければ、月曜日23時00分にマージンカットとなります。）

□約定（やくじょう）

取引が成立することをいいます。

□両建て（りょうだて）

同一の商品の売建玉（ポジション）と買建玉（ポジション）を同時に持つことをいいます。

□レバレッジ効果（ればれっじこうか）

少ない資金で大きな取引を行うことをいいます。結果として投資した資金に対する損益の比率が大きくなります。

□ロスカット（ろすかっつ）

お客様の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、お客様の建玉を強制的に決済することをいいます。

□ロールオーバー（ろーるおーばー）

一般的に、先物取引やオプション取引において当限の取引最終日までに当限のポジションを次限月以降のポジションに乗り換える行為のことをいいます。当社のDMM CFD-Index取引では、保有している建玉を決済せず、翌営業日に持ち越すことをいいます。

金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について

【金融商品取引業者の概要】

商 号：株式会社 DMM.com 証券（英文名：DMM.com Securities Co.,Ltd.）
 関東財務局長（金商）第 1629 号
 代表取締役：谷川 龍二
 本店所在地：〒103-6010 東京都中央区日本橋 2-7-1
 電話番号：0120-961-522（固定電話のみ）、03-4446-4056
 設立：平成 18 年 12 月 6 日
 加入する協会：日本証券業協会（協会員番号 1105）
 一般社団法人金融先物取引業協会（協会員番号 1145）
 日本投資者保護基金 日本商品先物取引協会
 一般社団法人第二種金融商品取引業協会（協会員番号 480）
 一般社団法人日本暗号資産等取引業協会（協会員番号 1043）
 資本金：98 億円
 主な事業：金融商品取引業
 商品先物取引業
 商品投資関連業（競走用馬）
 連絡先：カスタマーサポート
 電話番号：0120-961-522（固定電話のみ）、03-4446-4056
 月曜～金曜 08:30～21:00（1月1日を除き、土日以外の祝日を含む）
 ファックス：03-3517-3292
 E-mail: support-dmm@sec.dmm.com

沿革

平成 18 年 12 月	会社設立
平成 19 年 8 月	証券業登録（関東財務局長（証）第 300 号）
平成 19 年 8 月	金融先物取引業登録（関東財務局長（金先）第 181 号）
平成 19 年 9 月	金融商品取引業者登録 第一種金融商品取引業 （関東財務局長（金商）1629 号）
平成 19 年 10 月	FX スポット取引サービス取扱開始
平成 19 年 11 月	FX オプション取引サービス取扱開始
平成 20 年 6 月	CFD 取引サービス取扱開始
平成 21 年 7 月	DMM FX 取引サービス取扱開始
平成 22 年 3 月	DMM CFD 取引サービス取扱開始
平成 23 年 1 月	商品先物取引業者の許可
平成 24 年 9 月	外為ジャパン FX（外国為替証拠金取引事業）を吸収分割により承継
平成 24 年 10 月	外為ジャパン CFD(店頭商品デリバティブ取引事業)を吸収分割により承継
平成 28 年 5 月	プライバシーマークの付与事業者に認定
平成 29 年 6 月	第二種金融商品取引業登録

平成 29 年 8 月	DMM バスニー取引サービス取扱開始
平成 30 年 4 月	DMM 株 取引サービス取扱開始

【苦情処理措置及び紛争解決措置の内容】

【苦情受付窓口】

コンプライアンス部

電話：03-3517-3285 月曜～金曜（祝日を除く 9:00～17:00）

ファックス：03-3517-3292

E-mail：compliance@sec.dmm.com

〒103-6010 東京都中央区日本橋 2-7-1

お客様と当社の苦情処理・紛争解決について利用可能な指定紛争解決機関は次のとおりです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）

フリーダイヤル：0120-64-5005 月曜～金曜（祝日、年末年始を除く 9:00～17:00）

URL：https://www.finmac.or.jp/

東京事務所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館

大阪事務所：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル

平成22年3月1日 制定	平成28年3月26日 改訂	令和4年4月2日 改訂
平成22年4月1日 改訂	平成28年5月28日 改訂	令和4年8月27日 改訂
平成22年8月14日 改訂	平成29年2月4日 改訂	令和4年10月29日 改訂
平成22年12月25日 改訂	平成29年2月25日 改訂	令和4年12月10日 改訂
平成23年1月1日 改訂	平成29年4月17日 改訂	令和5年2月11日 改訂
平成23年1月2日 改訂	平成29年6月17日 改訂	令和5年3月25日 改訂
平成23年3月19日 改訂	平成29年8月5日 改訂	令和5年5月27日 改訂
平成23年5月14日 改訂	平成30年2月3日 改訂	令和5年9月23日 改訂
平成23年6月25日 改訂	平成30年11月3日 改訂	令和5年12月23日 改訂
平成23年12月24日 改訂	平成30年12月15日 改訂	令和6年8月24日 改訂
平成24年9月29日 改訂	平成31年3月16日 改訂	令和6年10月19日 改訂
平成24年11月17日 改訂	令和元年8月31日 改訂	令和7年4月19日 改訂
平成26年4月5日 改訂	令和元年12月14日 改訂	令和7年11月1日 改訂
平成26年10月4日 改訂	令和2年3月7日 改訂	令和8年5月31日 改訂
平成27年3月21日 改訂	令和2年6月27日 改訂	令和8年8月24日 改訂
平成27年8月15日 改訂	令和2年10月24日 改訂	令和8年9月28日 改訂
平成27年11月7日 改訂	令和3年3月6日 改訂	
平成27年12月12日 改訂	令和3年10月2日 改訂	

反社会的勢力に対する基本方針

平成 23 年 1 月 1 日

株式会社 DMM.com 証券

当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である、反社会的勢力による被害を防止するため、次の基本方針を宣言します。

1. 反社会的勢力に対しては、組織全体として対応を図るとともに、反社会的勢力に対応する従業員の安全を確保します。
2. 平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士及び日本証券業協会等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。
3. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。
4. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。
5. 反社会的勢力に対して、裏取引や資金提供は絶対に行いません。

以 上

店頭商品デリバティブ取引説明書 (DMM CFD-Commodity)

(商品先物取引法第217条第 1 項の規定による契約締結前交付書面)

株式会社DMM.com証券

《お問い合わせ先》 カスタマーサポート
電話番号：0120-961-522（固定電話のみ）
03-4446-4056
E-mail：support-dmm@sec.dmm.com

お客様が当社と店頭商品デリバティブ取引（以下、「DMM CFD-Commodity 取引」という）を行われるに当たっては、本説明書を十分にお読み頂き、その内容をご理解頂いたうえで、取引アカウント登録をお申込み頂きますようお願い申し上げます。

DMM CFD-Commodity 取引は、為替相場の変動、又は取引対象である銘柄の価格の変動等により損失が生じることがあり、元本が保証された取引ではありません。また、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。従いまして、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分にご確認頂き、自己の資力、取引経験及び投資目的に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任においてお取引をして頂きますようお願い申し上げます。

本説明書は、商品先物取引業者が商品先物取引法第 217 条第 1 項の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第 2 条第 22 項第 5 号に規定する店頭商品デリバティブ取引について説明します。

店頭商品デリバティブ取引のリスク等重要事項について

DMM CFD-Commodity取引は、その取引の仕組みやリスクが取引所において行われる取引所取引とは異なるため、その取引にあたっては本説明書及び約款等を十分に読み、それら内容をご理解頂き、かつ承諾頂く必要がございます。

1. DMM CFD-Commodity取引は、為替相場の変動、又は取引対象である銘柄の価格の変動等により損失が生ずることがあります。取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きい場合、預託証拠金金額に対して大きな利益が期待できる反面、大きな損失を被る場合があります。また、その損失の額は、預託証拠金の額に限定されず、証拠金の額を上回ることがあります。
2. 相場状況の急変や経済指標の発表等により、買付価格（アスク）と売付価格（ビッド）のスプレッド幅の拡大やスリッページの発生等、お客様の意図した取引が行えない可能性があります。
3. 当社取引システム、又は、当社取引システムとお客様のパソコン等を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、約定、確認、取消等が行えない可能性があり、損失が生ずるおそれがあります。また、その損失の額は、預託証拠金の額に限定されず、預託証拠金の額を上回るおそれもあります。
4. アカウント管理費及び取引手数料は、無料です。
5. お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。
6. DMM CFD-Commodity取引は、当社とお客様との相対取引となります。当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、次の業者又は金融商品取引所において、当社の判断によりカバー取引を行っています。

Stratos Markets Limited 業務内容：Liquidity Provider 監督を受けている当局の名称：英金融行為規制機構
Interactive Brokers LLC 業務内容：証券業・先物取引仲介業 監督を受けている当局の名称：米国証券取引委員会、米国商品先物取引委員会
Chicago Mercantile Exchange（シカゴ・マーカントイル取引所） 監督を受けている当局の名称：米国商品先物取引委員会

Intercontinental Exchange (インターコンチネンタル取引所)

監督を受けている当局の名称：英金融行為規制機構、米国商品先物取引委員会

※なお、かかるカバー取引については、当社がカバー取引先と行う取引であり、カバー取引先とお客様との間には一切の契約関係はなく、お客様がカバー取引先に対し直接請求権を持つことはありません。また、カバー取引先が直接お客様からのご質問、ご照会に応じることもありません。

7. 当社では、お客様からお預かりした証拠金の全額を、日証金信託銀行株式会社に金銭信託により、当社の自己の資金とは区分して管理を行っています。これは当社倒産リスクからお客様の資金の保全を図るためのものです。
8. お客様は、当社及びカバー取引先、又は当社預け入れの金融機関の業務・財産の状況が悪化した場合、証拠金その他のお客様の資産の返還が困難あるいは遅延することで、損失が生ずるおそれがあります。
9. 当社のDMM CFD-Commodity取引に係る税制及び関連法規の変更等により、現状より不利な条件での取引となる可能性があります。
10. DMM CFD-Commodity 取引のうち「原油」、「天然ガス」、「コーン」、「大豆」、「小麦」、「生牛」、「赤身豚肉」、「綿花」、「砂糖」、「コーヒー」、「ココア」及び「オレンジジュース」は、当社では取引期限がなくお取引いただけますが、参照市場の最終営業日の前に当社が定める日において、提示する限月の交代を行います。そのため参照中の限月と次回参照予定の限月の価格差の調整を行います。

- 金融商品取引業者の商号、登録番号、所在地、連絡先並びに商品先物取引業者の商号及び所在地
株式会社 DMM.com 証券
金融商品取引業 関東財務局長（金商）第 1629 号
商品先物取引業
商品投資関連業（競走用馬）

【本社】

〒103-6010 東京都中央区日本橋 2-7-1

電話番号：0120-961-522（固定電話のみ）、03-4446-4056

- 加入する協会
日本証券業協会（協会員番号 1105）
一般社団法人金融先物取引業協会（協会員番号 1145）

日本投資者保護基金

日本商品先物取引協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会（協会員番号 480）

一般社団法人日本暗号資産等取引業協会（協会員番号 1043）

DMM CFD-Commodity 取引のリスクについて

DMM CFD-Commodity取引には様々なリスクが存在します。お客様はお取引を開始される前にDMM CFD-Commodity取引に伴うリスクについて十分にご理解して頂く必要がございます。下記の内容をお読みになり、リスクについて理解、納得された上でアカウント登録の手続きを行って頂き、自己の判断と責任において取引を行うことが肝要となります。お客様ご自身がDMM CFD-Commodity取引を開始されることが適切であるかどうかについて十分ご検討して頂きますようお願いいたします。

なお、下記のリスクは、DMM CFD-Commodity取引の典型的なリスクを示したもので、すべてのリスクを示すものではありません。

○価格変動リスク

マーケットでは、常に価格が変動しています（土日・一部の休日を除く）。価格の変動は各国の経済、社会情勢等により変動します。また、取引時間中での急激な変動や、前営業日のクローズレートと翌営業日のオープンレートが乖離する場合等があります。価格の変動がお客様の予想と一致しなかった場合には、差損が発生します。また、その損失はお客様が当社に預託した証拠金額以上になる可能性があります。

○レバレッジによるリスク

DMM CFD-Commodity取引は、レバレッジ効果（てこの作用）により比較的少額の証拠金を差し入れることで、証拠金の何倍もの大きな元本金額のDMM CFD-Commodity取引が可能となっています。このため、少額の証拠金によりわずかな価格の変動で大きな利益を得ることが可能ですが、反対に、証拠金を超える大きな損失を被る可能性もあります。

○追加証拠金制度及びマージンカットにおけるリスク

毎営業日の証拠金維持率判定時刻において、証拠金維持率が100%を下回った場合には、お客様の新規未約定注文及び出金予約は、全て取消処理されます。この取消処理を行った後にも証拠金維持率が100%を下回っている場合、証拠金維持率が100%に回復するために必要な追加証拠金が発生します。また、証拠金維持率の判定は、毎営業日終了時点の取引レートをもってメンテナンス中に判定しており、その後のレート変動等によりお客様の証拠金維持率が100%以上に回復したとしても、追加証拠金の解消とはなりません。お客様は追加証拠金発生 の判定となったメンテナンス明けの営業日の22時59分までに、追加証拠金をお客様の本取引アカウントへ入金若しくは保有建玉の決済等により追加証拠金を解消しない限り、23時00分をもって全ての未決済ポジションが反対売買により強制決済（マージンカット）されます（マージンカットは、原則として当該注文が執行された時にお客様に配信している価格で約定しますが、マージンカットや他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要する場合があります）。強制決済時に約定することができる有効な取引レートがなかった場合又は取引時

間外の銘柄については強制決済待ちとなり、約定することができる有効な取引レートが配信されたとき又は翌営業日の取引再開時に強制決済されます。翌営業日が各国の祝祭日等で休場の場合は、休場明けの取引再開時に強制決済されます。なお、強制決済待ちとなった場合、強制決済が完了するまで、追加の入金を行ったとしても追加証拠金は解消されず、新規の取引も行うことはできません。また、強制決済が完了するまでの間の相場変動によっては、強制決済時に発生する損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。

振込入金の際に取引アカウント名義人名と振込名義人名に相違がある場合、クイック入金エラーとなった場合、入金が即座に反映されない場合や、金融機関が休業日である場合など、入金期限までに入金の確認が取れない場合においても、全ての未決済ポジションは反対売買により強制決済されます。なお、DMM CFD-Index、DMM CFD-Commodity取引の区分ごとにそれぞれ個別の管理となり、損益は合算されません。マージンカットルールもそれぞれ個別に計算され執行されます。

○逆指値注文リスク及びロスカットリスク

逆指値注文はお客様の損失を限定する効果があるものと考えられますが、市場レートがお客様のポジションに対し急激にかつ大きく変動した場合や、逆指値注文が出ている状態で週末をまたぎ、週末のクローズレートと翌週のオープンレートで乖離がある場合等に、お客様が指定されたレートよりも不利なレートで約定する可能性（スリッページの発生）があり、意図していない損失を被ることがあります。また、取引におけるお客様の損失を一定の範囲で防ぐ目的でシステムの設定されている『ロスカットルール』についても同様に、市場レートの急激な変動により預託した証拠金以上の損失を被る可能性があります。なお、逆指値注文及びロスカットは、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先等からの配信レートをもとに、約定の可能性が高いと考えられるレートを生成し適用することがあります。そのため、お客様にとって不利なレートで約定することがあること、また、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。

○流動性リスク

主要国での祝日や、マーケットクローズ間際・週明けのマーケットオープンにおける取引、あるいは通常の取引時間においても重要な経済指標の発表・要人発言・重要なイベントや市場間の間隙では取引高の減少により流動性が極端に低下し、レートの提示やお客様の新規・決済注文取引が困難となり、注文が執行されるまでに思いがけない時間を要する場合や、お客様が指定されたレートよりも不利なレートで約定する可能性（スリッページの発生）、カバー先等からの配信レートの状況、参照する市場における取引規制等、銘柄、注文の数量、売買の区別、注文の種類、注文の有効期限等によってはお取引が不可能となる場合があるため、意図していない損失を被ることがあります。また、天災地変、戦争、政変、為替管理政策の変更、大型の債務不履行や倒産等の発生、各種規制等により、お客様のお取引が困難又は不可能となるおそれもあります。カバー先等からの配信レートの状況や参照する市場の流動性の状況によっては、スプレッドを拡大して提供することがあるため、意図した取引ができない可能性があり、その損失はお客様が当社に預託した金額以上になる場合があります。さらに、カバー先等からの配信レートの状況、銘柄、注文の数量、売買の区別、注文の種類、注文の有効

期限等によっては、注文レートよりもお客様にとって不利なレートで約定することや当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。

○金利変動リスク

金利は、各国の景気や政策などの様々な要因による金利情勢を反映した市場金利の変化に応じて日々変化します。そのため、「金スポット」及び「銀スポット」については、その時々々の金利水準によって、金利調整額の受取又は支払いの金額が変動し、場合によっては受け払いの方向が逆転するリスクもあります。また、これに伴い追加の資金が必要になったり、ロスカットラインが近くなったりする可能性もあります。金利調整額の受払いは、お客様がポジションを決済するまで発生します。

○限月リスク

「原油」、「天然ガス」、「コーン」、「大豆」、「小麦」、「生牛」、「赤身豚肉」、「綿花」、「砂糖」、「コーヒー」、「ココア」及び「オレンジジュース」は、当社では取引期限がなくお取引いただけますが、参照する市場の限月に係る最終営業日の前に当社が定める営業日において、提示する限月の交代を行います。そのため参照中の限月と翌営業日以降参照する限月の価格差に相当する調整（価格調整）を行います。価格調整の額（価格調整額）は、価格調整を行う直前の営業日の当社が定める時間帯における参照中の限月と翌営業日以降参照する限月の価格差をもとに決定し、決定された調整額の通知は同営業日終了後に当社ホームページや取引画面等で行います。価格調整額決定後の各限月の価格差の変動によっては、お客様に損失が発生する可能性があります。また、価格調整額の受払いは当該外貨ではなく、日本円でなされることから、日本円に換算する際の為替リスク（コンバージョンリスク）があります。加えて、限月の交代により、配信するレートが大きく上昇する場合がありますが、この場合には必要証拠金額も大きく上昇し、それによりロスカットルールが適用される場合があることにも留意下さい。

なお、提示する限月の交代を行う日程については、決定次第、事前に当社ホームページや取引画面等に掲載いたしますが、当社の判断により同月に複数回行われる場合や、市況の動向等によっては緊急的に実施する場合もあります。

また、価格調整による価格水準の変動によりお客様の意図しない価格での約定を防止するため、価格調整が行われる営業日終了後から翌営業日開始までの間に、価格調整の対象銘柄にかかる注文中の指値注文及び逆指値注文（新規注文、決済注文を問わず、IFD注文やOCO注文等の複合注文を含みます。以下、同じ）は全て取消されます。当該指値注文及び逆指値注文の取消により、お客様の意図した約定の機会を逸してしまう可能性があることにもご留意ください。

○信用リスク

当社のDMM CFD-Commodity 取引はお客様と当社の相対取引であり、取引所取引ではありません。このため、当社の信用状況によってはお客様が損失を被る可能性があります。また、当社はお客様からの注文に対して、当社の判断でカバー取引を行うことがあります。このため、カバー先の信用状況等により、お客様が損失を被る可能性、或いはカバー先において当社がカバー取引を行えなかった場合には、お客様の取引も不可能になる可能性があります。

○当社 DMM CFD- Commodity 取引システムの利用に係るリスクについて

当社の DMM CFD- Commodity 取引システムを利用したお取引には、CFD 取引一般に係るリスクに加え、当社システムをご利用いただいた場合には以下のリスクが存在します。お客様にはお取引を開始される前に当社システム利用に伴うリスクについて、十分にご理解をいただく必要がございます。下記内容を熟読し、リスクについて十分に理解、納得された上でアカウント登録の手続き及びお取引を行っていただきますようお願いいたします。

(1) 当社の配信レート生成方法について

当社の DMM CFD- Commodity 取引サービスはお客様と当社の相対取引であり、取引所取引ではありません。当社では、複数のカバー先からの配信レート及び、当社と契約のある情報提供会社（本説明書において、カバー先及び情報提供会社を総称して、「カバー先等」という）からの配信レートをもとに当社で生成した独自のレートをお客様に提示しています。そのため、当社が提示するレートは、カバー先等や同業他社が提示しているレートと必ずしも一致するものではなく、市場レートや他社の提示するレート等と大きく乖離することがあります。また、場合によっては、お客様にとって不利なレートで約定することがあること、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。これらの約定は、ロスカット時や逆指値注文時に生じますが、これに限られるものではありません。

なお、カバー先等から異常レートの配信があった場合や、カバー先等からのレート配信がない又は継続的かつ安定的に配信されない場合、参照する市場において取引規制等が行われた場合、システム障害等が発生した場合、相場急変動時等においてレートの提示が困難と当社が判断した場合、カバー先等から受けたレートが市場実勢を反映したレートではないと当社が判断した場合、取扱銘柄の参照原資産の参照市場における価格がゼロ近く又はマイナスになった場合等には、当社はレート配信を一時停止し、受注を行わない場合があります。また、経済指標の発表時など相場が急変するおそれがある場合には、カバー先等からのレート配信の有無にかかわらず、当社の判断により、その前後においてレート配信を停止し、受注を行わない場合があります。

(2) スプレッドについて

当社が提示するレートには、買付レート（アスク）と売付レート（ビッド）の価格差（スプレッド）があります。当該スプレッドの幅は一定ではなく、主要国の祝日や取引時間の終了前後、経済指標の発表時など、市場環境の変化や流動性の低下等又はカバー先等から当社が受ける配信レートの状況等により、スプレッドが広がる場合があります。

(3) 注文方法の差異による約定レートに係るリスク

ア 即時注文

DMM CFD-Commodity 取引サービスにおいて、即時注文は、注文価格、銘柄、取引数量、売買の区別、取引ツール、スリッページの設定値等によって、ご注文が約定しづらくなる、あるいは約定しない場合があります。また、即時注文では、スリッページが発生する場合があります。あらかじめスリッページの許容幅を設定することができますが、スリッページを許容しない設定においてスリッページが発生した場合や、許容したスリッページ幅を超えるスリッページが発生した場合等には当該注文は不成立となります。

イ 逆指値注文

DMM CFD-Commodity 取引サービスにおいて、逆指値注文は損失の拡大を防ぐための注文方法として利用されることが多い注文方法ですが、買いの逆指値注文の場合はレートのアスクがお客様の指定した価格以上になること、売りの逆指値注文の場合はレートのビッドがお客様の指定した価格以下になることで、原則としてその時の最新レートで約定します（約定処理に時間を要する場合、当該レートで約定しない場合があります）。また、週明けに当社が初めて配信する価格が、お客様の逆指値注文の執行の条件を満たしている場合は、原則として、当該初めて配信する取引レートで約定します。そのため、市場レートが急激にかつ大きく変動した場合や、逆指値注文が出ている状態で週末をまたぎ、週末のクローズレートと翌週のオープンレートで乖離がある場合等に、逆指値注文により指定した価格よりも不利な価格で約定する（スリッページが発生する）可能性があり、意図していない損失を被ることがあります。したがって、逆指値注文はお客様が指定された注文価格での約定を保証するものではなく、相場の状況によっては、お客様が意図しない損失を被る可能性があり、お客様にとって約定価格が注文価格よりも不利な価格となる場合があることに注意が必要です。

また、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先等からの配信レートをもとに、約定の可能性が高いと考えられるレートを生成し適用することがあります。そのため、注文レートよりもお客様にとって不利なレートで約定することがあり、また、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。この際、実際の約定レートがお客様の注文レートと大きく乖離した水準となり、取引の損失が注文時に想定したものよりも大幅に拡大したり、預託証拠金を上回る損失が発生したりすることがあります。

なお、同一方向（売買の別）で同一銘柄の逆指値注文において、同一価格での注文上限は、新規、決済の別を問わず 200Lot となります。

価格調整が行われる際、価格調整の対象銘柄にかかる注文中の逆指値注文は、指定した有効期限に関係なく価格調整が行われる営業日終了後から翌営業日開始までの間に全て取消されます。

ウ 指値注文

DMM CFD-Commodity 取引サービスにおいて、指値注文は、市場レートがお客様のポジションに対し急激にかつ大きく変動した場合や、指値注文が有効な状態で営業日をまたぎ、前営業日のクローズレートと翌営業日のオープンレートで乖離がある場合等においても、原則として指値価格での約定となるため、当社レート履歴に記載のないレートで約定することがあります（週明けに当社が初めて配信するレートが、お客様の指値注文の価格に達していた場合のみ、当該初めて配信する取引レートで約定します）。これには、限月の交代により配信するレートがかい離して配信された場合も含まれます。また、指値注文は、相場状況又は取引方法並びに取引数量等によって、指定の価格に達しても約定しない場合があります。

なお、同一方向（売買の別）で同一銘柄の指値注文において、同一価格での注文上限は、新規、決済の別を問わず 200Lot となります。

価格調整が行われる際、価格調整の対象銘柄にかかる注文中の指値注文は、指定した有効期限に関係なく価格調整が行われる営業日終了後から翌営業日開始までの間に全て取消されます。

エ 成行注文

DMM CFD-Commodity 取引サービスにおいて、成行注文は、注文価格や、約定価格を指定せず行う注文となり、「一括決済」、「クイック決済」及び「ロスカット」が成行注文の扱いとなります。また、スリッページ幅の設定を行うことができないため、急激なレート変動が発生したときや通信環境の状態によっては、お客様の意図しない不利なレートで約定する場合があります。流動性が低下しているときや、一定時間レート更新が行われないときには、注文が不成立となる場合があります。

(4) ロスカットに伴うリスク

DMM CFD-Commodity 取引サービスにおいては、証拠金維持率が 50%以下となった段階で保有している全てのポジションを決済するよう自動的に決済注文が発注されます。原則として当該注文が執行された時にお客様に配信しているレートで約定しますが、ロスカット注文や他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要する場合があります。係る注文については、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先等からの配信レートをもとに、約定の可能性が高いと考えられるレートを生成し適用することがあります。そのため、提示されているレートよりもお客様にとって不利なレートで約定することや、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。

なお、証拠金維持率が 50%以下となった時点で、有効なレートが配信されていない場合、有効なレートが配信されるまでロスカット処理に時間を要することや、実際にロスカットが行われた場合に、預託証拠金を上回る損失が発生することがあります。

当社のロスカットは、DMM CFD-Commodity 取引、DMM CFD-Index 取引の区分ごとにそれぞれ個別の管理となり、損益等は合算されません。ロスカットルールもそれぞれ個別に計算され執行されます。

(5) システムリスク

当社の DMM CFD- Commodity 取引は、インターネットによる取引であるため、通信回線の状態、プロバイダー環境等によって、本取引システムとお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないこと、及び当社のサーバの稼働状況により、注文の発注、約定、確認、取消等が行えない可能性や約定が遅延する可能性があります。

(6) スマートフォン取引ツールのご利用に伴うリスク

スマートフォン取引ツールでは、取引方法等に一部制限がございます。

また、スマートフォン取引ツールを利用して取引を行う場合、お客様及び当社の通信機器の故障、通信回線の障害、情報配信の障害、あるいは本取引システムそのものの障害等により、お客様の取引が不可能になる場合や、意図しない価格での約定となる可能性もあります。

さらに、お客様の注文指示の当社システムへの遅着・未着により、取引が執行されるまでに思いがけない時間を要する可能性、あるいは注文が発注されない、又は無効となる可能性があります。スマートフォン取引ツールを利用したサービスは、大量のデータ送受信を行うため、何らかの原因で本取引システムが利用できない場合は一切の注文などの取引・発注行為が行えないリスクがあります。DMM CFD-Commodity 取引システム上で表示される価格情報が遅れることや、

誤った価格が表示される等、DMM CFD-Commodity 取引システム上の価格情報と市場の実勢価格との間で乖離が発生する可能性があります。加えて、スマートフォン取引ツールで表示される各銘柄のレートの更新頻度は、パソコン版の取引ツールでの更新頻度と比較して低くなっています（生成・配信されているレートの数や価格等は、パソコン版の取引ツール、スマートフォン取引ツールのどちらをご利用いただいても同一です）。DMM CFD-Commodity 取引システムを利用する際に用いられるお客様のログイン ID・パスワード等の情報が、窃盗、盗聴などにより漏れた場合、その情報を第三者が悪用することによりお客様に損失が発生する可能性があります。

(7) 振込入金に伴うリスク

振込入金の際に、ご登録名と振込名義人名に相違があることが判明した場合には、お客様の取引及び出金を制限させていただくことがあります。また、本取引システムにおける入金処理が完了し、取引をされた場合でも、原則として当該振込入金の取消を行うこととします。この場合に生じた損失、機会利益の逸失、費用負担について当社は一切の責任を負いません。

また、クイック入金のご利用に際し、インターネット回線の切断あるいは瞬間的な接続障害や振込手続き完了前にブラウザを「閉じる」ボタンにて閉じてしまった場合などには、クイック入金がエラーとなり、お取引アカウントにご入金が即座に反映されない場合があります。この場合に生じた損失、機会利益の逸失、費用負担についても当社は一切の責任を負いません。

(8) スリッページリスク

お客様が即時注文を行う場合、お客様の発注時に取引画面に表示されているレートと、実際の約定価格との間に差が生じる場合があります。当該差は、お客様端末と当社システムの間の通信及び、お客様の注文を受け付けた後の当社システムにおける約定処理に要する時間の経過に伴い発生するもので、お客様に有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。なお、スリッページ幅を設定できないクイック決済及び一括決済については、当社がお客様の注文を最初に認識するのは、お客様の注文を当社システムが受け付けたときで、この時点で当社からお客様に向けて配信したレートで注文処理及び約定処理を行うため、受付時点から実際の約定までに要する時間の経過に伴う価格差の発生はありません。お客様が実際にご認識になる価格差は、取引画面上に表示されている価格と約定価格の差であり、当社は当該価格差を認識し得ません。この場合においても、お客様に有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。

また、逆指値注文においても注文価格と約定価格との間に差が生じることがあります。逆指値注文においては、買い注文の場合はレートのアスクがお客様の指定した価格以上になること、売り注文の場合はレートのビッドがお客様の指定した価格以下になることで、原則としてその時の最新レートで約定します。従って、お客様の指定した価格と同一のレート配信がない場合は、スリッページが発生することがあります。

(9) 日本国外等からの通信について

当社のDMM CFD-Commodity取引システムは、お客様に日本国内の通信環境でご利用いただくことを想定しているため、お客様が当社のDMM CFD-Commodity取引システムに対して日本国外から通信を行った場合、正常に作動しない、又は注文の発注、約定、確認、取消等が行えない可能性や約定が遅延する可能性があります。

また、当社はマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策並びに不正アクセス防止の一環として、当社のDMM CFD-Commodity取引システムに対する日本国外からの通信並びにクラウドサービス、VPN(仮想専用線)サービス又はVPS(仮想専用サーバ)サービス等を利用した通信を、一部制限させて頂く場合があります。この場合に生じた損失、機会利益の逸失、費用負担について当社は一切の責任を負いません。

○関連法規等の変更にとまなうリスク

当社のDMM CFD-Commodity取引に係る税制及び関連法規の変更等により、現状より不利な条件での取引となる可能性があります。その場合、お客様に予期せぬ損失が生じる可能性があることを、あらかじめご認識ください。当社は、お客様及び第三者の税務申告、税負担等における、いかなる損害についても、当社に故意又は過失がない限り、責任を負いません。

○その他リスク

上記に掲載したリスクは、典型的なものについて概要を説明するものであり、取引に生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。当社の DMM CFD-Commodity 取引においてはさまざまな予期せぬ事象によるリスクが起こりうることを、その結果、お客様が損失を被る可能性があることを、あらかじめご認識ください。

DMM CFD-Commodity取引の仕組みについて

当社によるDMM CFD-Commodity取引は、商品先物取引法その他の関係法令及び日本商品先物取引協会の規則を遵守して行います。

DMM CFD-Commodity取引は、お客様が所定の証拠金を当社に事前に預け入れることにより、銘柄の売買取引を行うDMM CFD-Commodity取引であり、当該売買の目的となっている銘柄の新規の売りもしくは買い、これらに対する決済の売りもしくは買いによる差金の授受によって決済する取引です。DMM CFD-Commodity取引にはこの決済による売買損益の他に金利調整額及び価格調整額による損益が発生します。

アカウント登録について

アカウント登録のお申し込みは、当社所定の方法にて受付しております。お問い合わせ等はカスタマーサポート（0120-961-522（固定電話のみ）、03-4446-4056）もしくは、メール（support-dmm@sec.dmm.com）でお受け致します。

DMM CFD-Commodity取引は大きなリターンを得られる反面、大きなリスクを伴う取引です。当社ではDMM CFD-Commodity取引アカウントを登録して頂く場合には、原則として個人で利用できるパソコン又はスマートフォンをお持ちの方を対象として、次の要件を満たして頂くことが必要となります。

1. DMM CFD-Commodity取引の特徴、仕組み及びリスク、取引条件等について、店頭デリバティブ取引（DMM CFD-Index DMM CFD-Commodity）約款及び本説明書を熟読し、かつ、店頭デリバティブ取引（DMM CFD-Index DMM CFD-Commodity）約款及び本説明書の内容に承諾及び同意して頂くこと。
2. DMM CFD-Commodity取引並びにDMM CFD-Index取引両方のアカウント登録に同意して頂くこと
3. 当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下のとおりです。
《個人のお客様の場合》
 - (1) DMM CFD-Commodity取引のリスク・商品の性格・仕組・内容について十分理解していること。
 - (2) ご自身の判断と責任によりDMM CFD-Commodity取引を行うことができること。
 - (3) 日本国内に居住する満18歳以上（高校生を除く）満75歳未満の行為能力を有する個人であること。
 - (4) DMM CFD-Commodity取引にかかる法令その他諸規則又は定款、その他の内規に違反せず、DMM CFD-Commodity取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。

- (5) ご自身専用でかつパソコン又はスマートフォンで利用できる電子メールアドレスをお持ちであること（他の方と共有のメールアドレスでのお申込は受け付けておりません）。
 - (6) パソコン又はスマートフォンでお取引することができる環境があること。
 - (7) 当社からの電子メール又は、電話で常時連絡をとることができること。
 - (8) 適宜、当社ホームページ、取引ツール上に掲載しているお知らせ、及び電子メールによる通知をご確認頂けること。
 - (9) ご自身でインターネットを通して取引・確認・管理が行えること。
 - (10) 契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、約款、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他法令規則上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾頂けること。
 - (11) 振込先預金口座は、国内に存するご本人様名義の金融機関口座を指定すること。
 - (12) 当社の定める「個人情報の取扱いについて」に同意し、本人確認書類として当社の指定するものをご提出いただけること。
 - (13) 当社から交付された日本語による諸通知の記載内容が理解できること及び、日本語による電話等での会話ができ、意思の疎通に支障がないこと。
 - (14) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
 - ・ 現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。
 - ・ 現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。
 - ・ 自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。
 - ・ マネー・ローンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。
 - ・ 上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、又は通知によりアカウントが解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自己の責任とすること。
- ※「反社会的勢力」には、法令規則その他の事情に鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含みます。
- (15) 日本証券業協会及び一般社団法人金融先物取引業協会並びに日本商品先物取引協会及び一般社団法人日本暗号資産等取引業協会の会員の役職員等ではないこと。
- (16) その他当社が定める基準を満たしていること。
 - ※ 当社における審査の結果、お客様の本取引アカウント登録を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。

《法人のお客様の場合》

- (1) 日本国内で本店又は支店が登記されている法人であること
- (2) 商業登記上の本店又は支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。

- (3) DMM CFD-Commodity 取引にかかる法令その他諸規則又は定款、その他の内規に違反せず、DMM CFD-Commodity 取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。
- (4) 取引担当者の判断と責任により DMM CFD-Commodity 取引を行うことができること。
- (5) 法人様専用でかつパソコンで利用できる電子メールアドレスをお持ちであること（他の方と共有のメールアドレスでのお申込は受け付けておりません）。
- (6) パソコンでお取引することができる環境があること。
- (7) 当社からの電子メール又は電話で常時連絡をとることができること。
- (8) 適宜、当社ホームページ、取引ツール上に掲載しているお知らせ、及び電子メールによる通知をご確認頂けること。
- (9) 契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、約款、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他法令規則上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾頂けること。
- (10) 振込先預金口座は、国内に存する法人様名義の金融機関口座を指定すること。
- (11) 当社の定める「個人情報の取扱いについて」に同意し、本人確認書類をご提出いただけること。
- (12) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
 - ・ 現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。
 - ・ 自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。
 - ・ マネー・ローンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。
 - ・ 上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、又は通知によりアカウントが解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自己の責任とすること。
- ※「反社会的勢力」には、法令規則その他の事情に鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含みます。
- (13) 取引及び取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」）を選任すること、並びに取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。
- (14) その他当社が定める基準を満たしていること。

※当社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。

<取引担当者基準>

- 取引担当者は1アカウントにつき1名。
- 取引担当者と法人代表者は同一でも可能。
- 法人代表者に代わり当社との取引について、責任及び権限があること。
- 日本国内に居住する満18歳以上（高校生を除く）満75歳未満の行為能力を有する個人であること。

- アカウト名義人である法人の役職員であること。
- 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
 - ・ 現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。
 - ・ 現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。
 - ・ 自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。
 - ・ マネー・ローンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。
 - ・ 上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、又は通知によりアカウントが解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自己の責任とすること。
- ※「反社会的勢力」には、法令規則その他の事情に鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含みます。
- 取引担当者の判断と責任により DMM CFD-Commodity 取引を行うことができること。
- その他当社が定める基準を満たしていること。
- ※ 当社における審査の結果、お客様の本取引アカウント登録を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。

4. アカウト登録審査において、お客様のご本人の確認をする目的で、当社の定める書類を提出していただくことを要します。本人確認書類の種類については、当社ホームページでご確認ください。なお、ご提出頂いた書類は返却致しません。

当社の価格変動リスク管理について

当社は、お客様の注文が約定した場合に当社において発生する価格変動リスクを回避するため、カバー取引及びマリー取引を行っています。お客様の注文が約定した後、他のお客様に当該約定に対当（同じ銘柄で売り買いが反対）する約定があればその分は価格変動リスクを相殺（マリー取引）できることから、マリー取引により価格変動リスクを相殺できなかった部分について、当社の判断でカバー取引を行うことがあります。当社では、マリー取引がなされていないお客様の約定数量の合計が一定量以上にならないよう管理しており、一定量を超えるような場合には、その部分についてカバー取引先に対してシステムにより即時かつ自動的にカバー注文を行います。

なお、流動性が著しく低下する等の相場の状況その他の当社が必要と判断する場合には、上述の限りではなく、当社のディーラーが判断してカバー取引を実施する場合があります。

お取引について

当社が取り扱うDMM CFD-Commodity取引の取引方法は以下のとおりです。

1. 取引の対象

DMM CFD-Commodity取引で取扱う銘柄は以下のとおりです。

原油	金スポット	銀スポット
天然ガス	コーン	大豆
小麦	生牛	赤身豚肉
綿花	砂糖	コーヒー
ココア	オレンジジュース	

2. 取引単位

銘柄	取引単位	銘柄	取引単位
原油	10単位（1 Lot）	生牛	1単位（1 Lot）
金スポット	1単位（1 Lot）	赤身豚肉	1単位（1 Lot）
銀スポット	10単位（1 Lot）	綿花	1単位（1 Lot）
天然ガス	100単位（1 Lot）	砂糖	10単位（1 Lot）
コーン	1単位（1 Lot）	コーヒー	1単位（1 Lot）
大豆	1単位（1 Lot）	ココア	0.1単位（1 Lot）
小麦	1単位（1 Lot）	オレンジジュース	0.1単位（1 Lot）

一度の最大発注数量（上限）は全銘柄200Lotまでとします。同一価格に対する最大注文数量は200 Lotまでとします。ただし、マージンカット及びロスカットは除きます。

また、お客様が保有できる建玉の数は、注文中の新規注文件数と合算して最大で1,000件までとなります（建玉の件数とはLot数ではなく、約定件数となります）。上記の場合は、新たに新規注文を行うことはできません。ただし、決済注文は最大件数に関係なく注文が可能です。

3. 呼び値の単位

銘柄	呼値	通貨	銘柄	呼値	通貨
原油	0.001ドル	USD	生牛	0.001ドル	USD
金スポット	0.1ドル	USD	赤身豚肉	0.001ドル	USD
銀スポット	0.001ドル	USD	綿花	0.01ドル	USD
天然ガス	0.001ドル	USD	砂糖	0.01ドル	USD
コーン	0.1ドル	USD	コーヒー	0.01ドル	USD
大豆	0.1ドル	USD	ココア	1ドル	USD

小麦	0.01ドル	USD	オレンジジュース	0.01ドル	USD
----	--------	-----	----------	--------	-----

4. 取引レート

- 1) 当社が各銘柄にアスクレートとビッドレートを同時に提示し、お客様はアスクレートで買い付け、ビッドレートで売り付けることができます。当社では、複数のカバー先等からの配信レートをもとに当社で生成した独自のレートをお客様に提示しています。アスクレートとビッドレートには価格差（スプレッド）があります。
- 2) 相場急変時や、カバー先等から異常レートの配信があった場合、カバー先等からのレート配信がない又は継続的かつ安定的に配信されない場合、参照する市場において取引規制等が行われた場合、システム障害等が発生した場合、相場急変動時等においてレートの提示が困難と当社が判断した場合、カバー先等から受けたレートが市場実勢を反映したレートではないと当社が判断した場合、取扱銘柄の参照原資産の参照市場における価格がゼロ近く又はマイナスになった場合等には、レートの配信を停止することがあります。また、経済指標の発表時など相場が急変するおそれがある場合には、カバー先等からのレート配信の有無にかかわらず、当社の判断により、その前後においてレート配信を停止し、受注を行わない場合があります。
- 3) レートの配信が停止しており、それを再開するときについては、カバー先等から有効なレート提示を継続的かつ安定的に受けることが可能となり、また、それらのレートが市場実勢を反映したレートであると当社が判断した場合に、レートの配信を再開します。
- 4) レートの配信を停止している間の相場の動向によっては、再開時のレートがお客様のポジションのロスカット水準を割り込む場合もあるため、再開と同時にお客様のポジションがロスカットの対象となる可能性があります。その場合、再開時のレートを基準とする成行（証拠金維持率の観測のタイミングによっては、再開時のレートが基準とはならない可能性があります）による決済となりますので、必ずしも再開時のレートでロスカットされるとは限りません。また、ロスカット水準付近でロスカットされた場合に比べ、大きな損失が発生する可能性があります。相場の動向によっては、お客様からお預かりした証拠金以上の損失が発生する場合があります。

5. 決済

決済は決済取引（転売又は買戻し）により、お客様が保有する建玉（以下、建玉は「ポジション」と同意です）の反対売買をすることにより実行します。決済による損益は全て円貨とし、外国通貨で発生する損益については、決済時点のレートにより円換算します。また、決済による損益は即時に預託証拠金額に反映されます。

6. ロールオーバー（決済日の繰延）と価格調整額

- 1) 保有する建玉の決済を行わない場合は、建玉を毎営業日自動的に翌営業日へのロールオーバーを実施します。ロールオーバーは、「11. 取引時間」に記載の「メンテナンス時間」に実施されます。
- 2) 上記1) に規定するロールオーバーのうち、「原油」、「天然ガス」、「コーン」、「大豆」、「小麦」、「生牛」、「赤身豚肉」、「綿花」、「砂糖」、「コーヒー」、「ココア」及び「オレ

ンジジュース」の取引については、参照する市場の限月に係る最終営業日の前に当社が定める営業日において、当該限月の交代を行うため、参照中の限月と翌営業日以降参照する限月の価格差に相当する調整（価格調整）を行います。価格調整の額（価格調整額）は、価格調整を行う直前の営業日の当社が定める時間帯における参照中の限月と翌営業日以降参照する限月の価格差をもとに決定いたします。

- 3) 決定された価格調整額の通知は同営業日終了後に当社ホームページや取引画面等で行います。価格調整額決定後の各限月の価格差の変動によっては、お客様に損失が発生する可能性があります。
- 4) 価格調整額の受払いは、限月の交代を行う最終営業日終了後から、翌営業日開始までに行われますが、当該外貨ではなく、日本円でなされることから、日本円に換算する際の為替リスク（コンバージョンリスク）があります。加えて、限月の交代により、配信するレートが大きく上昇する場合がありますが、この場合には必要証拠金額も大きく上昇し、それによりロスカットルールが適用される場合があることにも留意下さい。
- 5) 提示する限月の交代を行う日程については、決定次第、事前に当社ホームページや取引画面等に掲載いたしますが、当社の判断により同月に複数回行われる場合や、市況の動向等によっては緊急に実施する場合、反対に限月の交代を行わない場合もあります。
- 6) 価格調整額の計算は、以下の通りとなります。

1Lotあたりの価格調整額＝（参照中の限月と次回参照予定の限月の価格差）×取引単位×USDの評価価額

参照中の限月の価格より次回参照予定の限月の価格が高い場合、買いポジションに対して価格調整額をマイナス計上、売りポジションに対してプラス計上いたします。参照中の限月の価格より次回参照予定の限月の価格が低い場合、買いポジションに対して価格調整額をプラス計上、売りポジションに対してマイナス計上いたします。

例)

原油において参照中の限月価格（76.00）、次回参照予定の限月価格（76.30）、USD/JPYの評価レートが90.000だった場合、1Lotあたりの価格調整額＝（76.00-76.30）×10×90.000＝-270（円）
買いポジションに対して-270円を計上、売りポジションに対して+270円を計上します。

7. 金利調整額

「金利調整額」とは、スポット参照銘柄（金スポット、銀スポット）の保有建玉をロールオーバーした場合に発生する金利等の調整額をいい、その額は当社が決定します。実際にお客様に付与される金利調整額は、当社ホームページや取引画面等で公表いたします。

8. 追加証拠金制度

- 1) 毎営業日マーケットクローズ後のメンテナンス時間中に証拠金維持率判定を行っており、当該時点において、お客様の証拠金維持率が100%を下回った場合には、追加証拠金が発生します。お客様は、当該メンテナンス明け営業日の22時59分までに、お客様の取引アカウントに入金する等に

より追加証拠金額を解消しない限り、追加証拠金が発生した翌営業日（当該メンテナンス明けの営業日）の 23 時 00 分に当社がお客様に事前に通知することなく、お客様の計算において全ての未決済ポジションを反対売買により強制決済（マージンカット）します。

例）追加証拠金が発生した翌営業日が金曜日の場合は、日本時間、金曜日 22 時 59 分まで

2) 追加証拠金を解消するには、お客様は第 1 項所定の期日までに、以下のいずれかの方法を採用することが必要となります。

- (1) 「追加証拠金額※」以上のご入金（DMM FX、DMM CFD-Index、DMM 株、DMM バスニー及び TOSSY の取引アカウントからの振替入金も含みます）
- (2) 未決済ポジションの全部を決済
- (3) 未決済ポジションの一部決済、又は、未決済ポジションの一部決済と追加証拠金額の一部入金により「追加証拠金額※」を「0 円」とすること。

※ ここでいう「追加証拠金額」とは、追加証拠金を解消するために必要なポジション必要証拠金の不足額をいいます。「追加証拠金額」は、「DMMCFD-Commodity」取引画面でご確認いただけます。

3) 追加証拠金が発生した場合には、当社は、メールその他当社が適当と認めた手段にて、お客様に対し、追加証拠金の額を通知いたします（お取引画面で金額を確認頂けます）。ただし、ご登録のメールアドレスの設定や、プロバイダーの設定等によっては、本メールが迷惑メールと判断されることでゴミ箱に振り分けられたり、受信自体されなかったりする場合があるため、注意が必要です。また、当社事情により正常にメール送信がされない、あるいは、遅延することもあります。この場合でも追加証拠金額が所定の時間までに解消されない場合は、保有の建玉は強制決済されます。

4) 追加証拠金が発生した場合、当社にて以下の対応をさせていただきます。

- (1) 新規取引の停止
- (2) 出金予約の停止
- (3) 発注済み未約定新規注文の取消処理の実施（未約定新規注文を取消することで、不足金額が解消された場合は追加のご入金等は必要ありません）
- (4) 出金予約済の場合は、出金予約の取消（出金予約を取消することで、不足金額が解消された場合は追加の証拠金のご入金は必要ありません）

5) 追加証拠金が発生した翌営業日以内に証拠金維持率が 50%以下となった場合には、「9. ロスカットルール」により全ての未約定注文の取消が行われ、全ての未決済ポジションが自動的に決済（ロスカット）されます。また、一旦追加証拠金が発生した場合には、相場変動等により証拠金維持率が 100%以上に回復したとしても追加証拠金の解消とはなりません。追加証拠金を解消するためには第 1 項所定の期日までに第 2 項所定の方法を採用する必要があります。

6) 強制決済時に約定することができる有効な取引レートがなかった場合又は取引時間外の銘柄については強制決済待ちとなり、約定することができる有効な取引レートが配信されたとき又は翌営業日の取引再開時に強制決済されます。翌営業日が各国の祝祭日等で休場の場合は、休場明けの取引再開時に強制決済されます。なお、強制決済待ちとなった場合、強制決済が完了するまで、追加の入金を行ったとしても追加証拠金は解消されず、新規の取引も行うことはできません。

7) 振込名義人名の相違、クイック入金エラー、銀行休業日等により第 1 項所定の入金期日までに

お客様の入金が当社で確認できない場合には、全ての未決済ポジションを反対売買によりマージンカットします。

- 8) マージンカットは、必ずしもお客様の損失を限定するものではありません。急激な相場変動など為替レートの状況によっては、預託証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。
- 9) DMM CFD-Index 取引、DMM CFD-Commodity 取引の区分ごとにそれぞれ個別の管理となり、損益等は合算されません。マージンカットルールもそれぞれ個別に計算されます。

9. ロスカットルール

- 1) DMM CFD-Commodity取引では、お客様の多額の損失の発生を未然に防ぐため、定期的にお客様の取引アカウントの値洗いをを行い、証拠金維持率がロスカットラインである50%以下となった場合、全ての未約定注文が取消され、当社がお客様に事前に通知することなく、お客様の計算において全ての未決済ポジションを自動的に決済（ロスカット）します。なお、未約定注文が取消され、証拠金維持率が50%を回復した場合、ロスカットは執行されません。
- 2) ロスカットでは、ロスカット注文が執行されたときの配信レートで約定しますが、約定のための有効なレートが配信されていない場合、有効なレートが配信されるまでロスカット処理に時間を要することがあります。また、複数の銘柄の建玉を保有している状態で、一部の銘柄は有効なレートが配信され、一部の銘柄は有効なレートが配信されていない場合、有効なレート配信がある銘柄の建玉はそのまま決済され、有効なレートが配信されていない銘柄の建玉は、有効なレートが配信されたときに決済されます。したがって、複数の銘柄の建玉を保有している状態でロスカットになった場合には、ロスカット処理が完了するまでに時間を要する場合があります。

- ※ ロスカット作動後は、全ての受注注文が取消されます。取引レートが急激に変動した場合等は、証拠金維持率が50%以下でロスカットされる場合があります。そのため、正常にロスカットが行われた場合であっても、預託証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。
- ※ ロスカットは、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先等からの配信レートをもとに、約定の可能性が高いと考えられるレートを生成し適用することがあります。そのため、お客様にとって不利なレートで約定することがあること、また、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。
- ※ 逆指値注文の指定価格によっては、ロスカット注文を優先する場合があります。
- ※ システム障害等の原因により、予定された通りにロスカット取引の手続きが行われなかった場合、想定以上の損失が発生し、又は預託された証拠金以上の損失が発生するおそれがあり、また、その場合の原因が当社の責に帰することができない事由については、免責とすることがあります。
- ※ 証拠金維持率とはお客様が保有するポジションに係る取引証拠金に対する純資産の比率であり以下の算式によって求めたものとします。

$$\text{証拠金維持率} = (\text{純資産額} - \text{注文証拠金}) \div \text{ポジション必要証拠金} \times 100$$

- ※ DMM CFD-Index取引、DMM CFD-Commodity 取引の区分ごとにそれぞれ個別の管理となり、損益等は合算されません。ロスカットルールもそれぞれ個別に計算され執行されます。

10. 決済日（受渡日）

決済取引を行った場合の決済日（受渡日）は原則として、当該転売又は買戻しを行った営業日とします。

11. 取引時間

取引時間及びメンテナンス時間につきましては、当社ホームページをご覧ください。

- ※ 何らかの理由により、土曜日（金曜営業日）の取引最終時間を越えてレートの配信があった場合には、その状況に鑑み、当該レートを金曜日の営業日に配信されたレートとして扱い、当該レートにより約定した注文を有効とする場合があります。このとき、各銘柄において最後に配信されたレートを同営業日の終値として取り扱います。
- ※ メンテナンス時間中はDMM CFD-Commodity取引画面へのログインは可能ですが、取引時間外のため、注文の約定、指値等の注文、変更、取消並びに入出金はできません。
- ※ 土曜・月曜のシステムメンテナンス時間以外の時間帯はDMM CFD-Commodity取引画面へのログインが可能で、その他、振替入出金、指値注文（新規、決済）、逆指値注文（新規、決済）、並びに注文の取消し・変更も可能です。なお、約定はしません。
- ※ 市場が休場となる日（元日、クリスマス等）、実質的に取引市場が休止となる日、及びその他当社が取引できないとした時間には取引・注文ができませんので、あらかじめご了承ください。
- ※ システム障害、その他の障害の発生中は取引ができなくなる場合があります。
- ※ 突発的なシステム障害の発生を除き、取引ができない場合や取引時間に変更になる場合は、原則として事前に当社ホームページ上に掲載いたします。

12. 注文の種類

1) 注文の種類は以下のとおりです。その他注文は33ページの「DMM CFD-Commodity取引及びその受託に関する主要な用語の定義」をご覧ください。なお、これら注文は、DMM CFD-Commodity取引システムでのみ行うことができ、原則として、電話、ファックス、電子メールその他の手段による注文及び変更・取消はできません。

- 即時注文 ●指値 ●逆指値（ストップ注文） ●クイック決済
- 一括決済 ●IFD（イフダン） ●OCO（オーシーオー） ●IFO（IFD+OCO）

【即時注文】

- ・ 当社が連続的にお客様に提示する価格（取引レート）に対して、お客様の任意のタイミングで発注できる注文方法で、お客様自身で許容するスリッページ幅を設定することができます。
- ・ 当注文での約定価格は、実際にお客様の注文を約定処理する時点において、お客様向けに配信したレートをもって約定価格とします。従って、お客様が注文を出した時のレートとは異なる価格で約定することがあります。このときは、お客様にとって有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。
- ・ お客様がスリッページ幅を設定した場合の当注文の執行は、当注文をお客様が発注したときにお客様に配信するレートと、約定処理を行うときにお客様に配信するレートとの差がお客様

様の設定したスリッページ幅の範囲内であれば、約定処理を行うときにお客様に配信する価格で約定します。これとは反対に、当注文をお客様が発注したときにお客様に配信する価格と、約定処理を行うときにお客様に配信する価格との差がお客様の設定したスリッページ幅を超えるときは、当注文は不成立となります。

- ・ お客様がスリッページ幅を「0」（許容しない）とした場合の当注文の執行は、当注文をお客様が発注したときにお客様に配信するレートと、約定処理を行うときにお客様に配信するレートが同一のときは、当該価格で約定します。これとは反対に、当注文をお客様が発注したときにお客様に配信するレートと、約定処理を行うときにお客様にレートする価格が同一ではないときは、当注文は不成立となります。
- ・ 当注文をお客様が発注したときから、当注文を約定処理するまでに一定の時間が経過した場合、当注文は不成立となります。
- ・ 当注文は、他の即時注文及びその他の注文と優劣の差はないため、約定処理を行うサーバに到達した順序で約定処理されます。

【指値注文】

- ・ 当注文は、お客様が注文時に約定価格を指定して行う注文方法で、発注時にお客様に配信するレートに対して、お客様にとって有利なレートを注文価格として指定することができます。
- ・ 当注文は、お客様が指定した価格に対して、お客様に配信するレートが同一となるか、若しくはお客様が指定した価格を超えたときに、お客様が指定した価格で約定します。したがって、直前に配信したレートとかい離したレートが配信された場合等には、配信レートの履歴にない価格で約定することがあります。これには、限月の交代により配信するレートがかい離して配信された場合も含まれ、当該配信されたレートがお客様の指定した価格に達している場合には、お客様が指定した価格で約定されます。ただし、週明けに当社が初めて配信するレートが、お客様の指定した価格よりお客様にとって有利なレートの場合には、お客様が指定した価格ではなく、当該週明けに当社が初めて配信するレートで約定します。
- ・ 当注文は、他の指値注文及びその他の注文と優劣の差はないため、約定処理を行うサーバに到達した順序で約定処理されます。
- ・ 同一方向（売買の別）で同一銘柄の指値注文において、同一価格での注文上限は、新規、決済の別を問わず200Lotとなります。
- ・ 当注文は、注文時に有効期限を指定します。有効期限については以下の通りです。

今日中 ：注文を発注した営業日終了時点まで有効

今週中 ：金曜営業終了時間まで有効

無期限 ：約定又は取消するまで有効

期間指定：日時を分単位で指定できます。

ただし、「今週中」「無期限」「期間指定」を選択した場合でも、価格調整が行われる場合には、価格調整の対象銘柄にかかる注文中の指値注文は価格調整が行われる営業日終了後から翌営業日開始までの間に全て取消されます。

【逆指値注文】

- ・ 当注文は、お客様が注文時に注文の執行を行う価格を指定して行う注文方法で、発注時にお

お客様に配信するレートに対して、お客様にとって不利な価格を注文価格として指定することができます。

- ・ 当注文が売り注文の場合は、お客様が指定した価格以下のビッドレート、買い注文の場合は、お客様が指定した価格以上のアスクレートが配信されたとき、原則として、当該配信されたレートをもって約定します。これには、限月の交代により配信するレートがかい離して配信された場合も含まれます。ただし、約定処理に時間を要する場合等には、当該配信されたレート以外の価格で約定することがあります。なお、週明けに当社が初めて配信するレートが、お客様の逆指値注文の執行の条件を満たしている場合は、原則として、当該初めて配信する取引レートで約定します。
- ・ 当注文は、他の指値注文及びその他の注文と優劣の差はないため、約定処理を行うサーバに到達した順序で約定処理されます。
- ・ 同一方向（売買の別）で同一銘柄の逆指値注文において、同一価格での注文上限は、新規、決済の別を問わず200Lotとなります。
- ・ 当注文は、注文時に有効期限を指定します。有効期限については以下の通りです。

今日中 ：注文を発注した営業日終了時点まで有効

今週中 ：金曜営業終了時間まで有効

無期限 ：約定又は取消するまで有効

期間指定：日時を分単位で指定できます。

ただし、「今週中」「無期限」「期間指定」を選択した場合でも、価格調整が行われる場合には、価格調整の対象銘柄にかかる注文中の指値注文は価格調整が行われる営業日終了後から翌営業日開始までの間に全て取消されます。

【クイック決済】

- ・ 当注文は、お客様が選択したポジションを成行にて決済する注文方法で、スリッページ幅を設定することはできません。
- ・ 当注文は、当注文が約定処理を行うサーバに到達したときにお客様に配信されたレートで約定します。ただし、当注文が約定処理を行うサーバに到達した時点から一定時間、約定すべき有効なレートの配信が行われなかったときは、当注文は不成立となります。
- ・ 当注文は、他のクイック決済注文及びその他の注文と優劣の差はないため、約定処理を行うサーバに到達した順序で約定処理されます。ただし、お客様がすでに発注されている決済注文がある場合は、当該発注済決済注文は取消されます。

【一括決済】

- ・ 当注文は、お客様が保有する複数のポジション（同一の銘柄に限ります）を一括で成行にて決済する注文方法で、スリッページ幅を設定することはできません。
- ・ 当注文は、当注文が約定処理を行うサーバに到達したときにお客様に提示するレートで約定します。ただし、当注文が約定処理を行うサーバに到達した時点から一定時間、約定すべき有効なレートの配信が行われなかったときは、当注文は不成立となります。
- ・ 当注文は、他の一括決済注文及びその他の注文と優劣の差はないため、約定処理を行うサーバに到達した順序で約定処理されます。ただし、お客様がすでに発注されている決済注文が

ある場合は、一括決済注文が約定後、当該発注決済注文は取消されます。

- 2) 上記記載の内容の他、流動性の低下や、当社のカバー取引の成立状況、取引可能なレートが配信されない状況の発生、その他、突発的な事象の発生等により、お客様の注文が不成立となることがあります。

1 3. 取引方法について

当社が提供するDMM CFD-Commodity取引はインターネットを通じ、各種端末にて行われます。従って、お客様は本取引を利用するにあたり、お客様の責任で以下に掲げる使用機器及び回線に関する推奨環境を準備する必要があります。当社の推奨環境については、当社ホームページでご確認ください。

なお、当社の推奨環境を満たしていても、お客様のご利用端末や回線・その他の要因により正常に動作しない場合があります。

また、当社の用意するサーバ上にある取引システム（以下「本取引システム」という。）を利用して行われることを原則とし、本取引システムの改変及び本取引システム以外の使用を禁止いたします。

1 4. 約定の訂正等

お客様の注文の約定は、「4. 取引レート」に記載している方法により生成したレートにより行いますが、当社のシステム障害やカバー先等のレート誤配信などにより本来あるべき価格で約定しなかったこと等により、お客様に本来発生していなかったはずの利益又は損失が発生する可能性があります。その場合、本来あるべき価格での約定に訂正させていただく又は約定の取消しをさせていただく場合があります。

その場合、当社からお客様に対し、速やかにご連絡いたします（連絡方法は、取引画面、電子メール、電話等、状況により異なります）。

1 5. 証拠金

（1）証拠金の差入れ

DMM CFD-Commodity取引を開始するためには、所定の証拠金をDMM CFD-Commodity取引アカウントに入金する必要があります。なお、現金（日本円）のみ受け入れ可能であり、有価証券等の受入は行っておりません。

（2）証拠金必要額

【約定時必要証拠金】

新規取引時に必要となる証拠金を指し、総約定代金の5%となります。計算式は以下のとおりです。

新規約定時の取引レート×Lot数×取引単位×換算レート（新規約定時のUSD/JPYレートの仲値）×5%

【維持必要証拠金】

ロールオーバーしてポジションを維持するために必要となる証拠金を指し、総約定代金の5%となります。計算式は以下のとおりです。

$$\text{終値} \times \text{Lot数} \times \text{取引単位} \times \text{換算レート} (※) \times 5\%$$

なお、ロールオーバー時に純資産額が維持必要証拠金の額を下回った場合には、追加証拠金が発生いたします。追加証拠金については、「8. 追加証拠金制度」をご確認下さい。

※ 維持必要証拠金の計算に使用する換算レートは、当社のDMM FXサービスの営業日終了時点で、DMM CFD-Commodityシステムが受信・保有しているUSD/JPYレートの仲値となります。

(3) 不足金額の差入れ

マージンカットやロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。その場合、当該不足金額は、当該不足金額が発生した翌営業日の15時までに現金で当社に差入れてください。なお、当社の定める期日までに不足金額の差入れがなされない場合には、年率14.6%の割合による遅延損害金を申し受けます。

(4) 評価損益・価格調整額・金利調整額の取扱い

当社が行う値洗いにより発生する建玉評価損益及び価格調整により付与された価格調整額並びに金利調整額は、評価損益に反映され、純資産額及び証拠金維持率に影響します。

(5) 用語の説明

用語	説明
預託証拠金残高	取引日基準の証拠金残高
ポジション必要証拠金	その時点のポジションを持つために必要な証拠金
注文証拠金	未約定の注文に係る証拠金
証拠金維持率	取引内容に対する証拠金の余力の割合
評価損益	その時点のポジションに対する未決済価格調整額及び未決済金利調整額を含む評価額
建玉評価損益	その時点のポジションに対する評価額（価格調整額、金利調整額含まず）
建玉可能額	新規建玉に利用できる証拠金額
出金可能額	出金予約できる金額 預託証拠金残高－（ポジション必要証拠金+注文証拠金+出金予約額） －約定評価損
純資産額	預託証拠金残高に評価損益を加え、出金予約額を差し引いた額
追加証拠金額	毎営業日の証拠金維持率判定において、証拠金維持率が100%を下回った場合に発生するポジション必要証拠金の不足額をいいます。 証拠金維持率判定時刻におけるポジション必要証拠金額－純資産

16. 証拠金等の入金・出金

(1) 証拠金等の入金

DMM CFD-Commodity取引のお取引に関して必要な証拠金は、パソコン版取引ツール（DMM CFD PLUS）又はスマートフォン取引ツールからクイック入金により送金をいただくか（パソコン版取引ツールDMM CFD STANDARDからはクイック入金を行えません）、DMM CFD-Index、DMM FX、DMM株、DMMバヌーシー及びTOSSYのいずれかの取引アカウントに送金した後、お客様のDMM CFD-Commodity取引アカウントへの振替処理によりご入金いただけます。

入金は円貨のみの取扱いとなります。お客様による証拠金等の入金は、当社指定銀行口座への振込に限られます。当社指定銀行口座に振り込まれた証拠金等については、かかる入金を当社が確認した時点でお客様の取引アカウントに反映されるため、振込から取引アカウントへの反映までの間に一定の時差が生じる可能性がありますのでご注意ください。なお、当社指定銀行口座への振込の際の振込手数料はお客様負担といたします。

ご入金はクイック入金（オンライン入金）もご利用頂けます。ただし、クイック入金をご利用頂いた場合でも、即時に入金が反映されることを保証するものではありません。お客様の手続きが最後まで正しく完了しなかったこと又はシステムのエラー等により、アカウントへの反映が翌営業日以降になる場合がありますので、ご注意ください。ご入金を頂く際の振込名義人名は、本取引システムのお取引アカウント名義人名と同一のものに限ります。

振込名義人名とお取引アカウント名義人名が相違することが判明した際は、本取引システムにおける入金処理及び売買発生後といえども当該振込入金の取り消しを行うこととします。これにより発生するリスク及び、ご利用の金融機関での取消し（組戻し）で発生する費用等は、全てお客様にご負担頂きますので、ご注意ください。

クイック入金、振替入金は定期メンテナンスや臨時メンテナンスを行う時間帯はご利用頂くことができません。また、システム障害の内容によってはご利用頂くことができない場合があります。なお、当社指定口座への振込の際の振込手数料は、お客様負担といたします。ただし、クイック入金、振替入金をご利用の際の振込手数料は無料といたします。

- ※ クイック入金とはオンラインにて当社提携金融機関よりお客様のアカウントに即座にお振込ができるサービスです。
- ※ 振替入金とは、お取引アカウント間の資金の出金可能額を振替ができるサービスです。
- ※ クイック入金は即時入金を保証するものではなく、お客様による手続きや通信回線の状況等の不具合によっては入金が翌営業日以降になることがあります。この場合に生じた損失、機会利益の逸失、費用負担について当社は一切の責任を負いません。
- ※ クイック入金において、インターネット回線の切断あるいは瞬間的な接続障害や振込手続き完了前に「閉じる」ボタンにてブラウザを閉じてしまった場合などには、入金エラーとなり、お取引アカウントにご入金が即座に反映されない場合があります。この場合に生じた損失、機会利益の逸失、費用負担についても当社は一切の責任を負いません。また、クイック入金エラーは上記原因のみとは限りません。
- ※ クイック入金の上限額は、1回につき1億円未満、下限額は、1回につき5,000円となります。

- ※ 海外からのご入金を受付け出来ません。また、海外にある銀行口座等への出金も出来ません。
- ※ 金融機関のサイト変更等により、一部又は全部の取引ツールからのクイック入金をご利用いただけなくなる場合があります。
- ※ 当社提携金融機関であっても、「個人アカウント」又は「法人アカウント」でクイック入金をご利用いただけない場合があります。

(2) 証拠金等の出金

DMM CFD-Commodity取引アカウントの出金可能額を出金する場合は、パソコン版取引ツール(DMM CFD PLUS) 又はスマートフォン取引ツールより出金予約を行うか(パソコン版取引ツールDMM CFD STANDARDからは出金予約は行えません)、お客様がDMM CFD-Index、DMM FX、DMM株、DMMバヌーシー及びTOSSYのいずれかの取引アカウントに出金可能額の振替処理を行った後、当該振替後の取引アカウントより出金予約を行うことでご出金いただけます。

預託された証拠金は、出金可能額の範囲で出金予約することができます。

なお、出金が可能な額は、出金依頼時と実際の出金時の双方において判断させていただきます。従って、出金依頼後、当社が出金処理を行うときに出金可能額が0円未満の場合(取引画面上では、出金可能額が「¥0」と表示されます)及び、追加証拠金が発生した場合に出金を中止いたします。出金の手続きを取られた場合、出金依頼日から原則3営業日以内にお客様名義の指定銀行口座に送金いたします。出金時の振込手数料は当社で負担いたしますが、出金のお取り扱いとは原則1日1回、且つ、2,000円以上の金額といたします。ただし、全額出金のご依頼の際はこの限りではありません。

- ※ 出金予約をされたのち、取引アカウントにおける純資産額がマイナスになった場合、いったん出金予約を取消させていただいたうえ、そのマイナス分と相殺させていただきます。そのうえで、お客様の出金予約の金額が残った場合には、その残額を出金させていただきます。また、それに伴うリスクについてはお客様負担となりますのでご注意ください。

17. 決済に伴う金銭の授受

- 1) 決済は、ポジションの反対売買時に取引の結果生じた差損益金の受払いを行う「差金決済」という方式により完了します。反対売買により発生した売買差損益金は、預託証拠金の残高に当日反映します。
- 2) 前項の反対売買により発生した売買差損益金が円貨以外の外貨については、決済時点の対象通貨対円レートで計算(コンバージョン)され、預託証拠金の残高に反映します。
- 3) ポジションの反対売買に伴うお客様と当社の間での金銭の授受は、次の計算式により算出した金銭を授受します。

(約定価格差(※) × 取引数量) + 反対売買の対象ポジションに係る価格調整額、金利調整額

- ※ 約定価格差とは、ポジションの反対売買に係る約定価格と、当該ポジションの反対売買の対象となった新規の買付取引又は新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。

18. システム障害

システム障害とは、お客様がパソコン、スマートフォン等により当社の取引システムを通じてご注

文いただけない状態や、お取引に係るシステムの誤作動、誤表示等が発生し、かつ当社取引システムに不具合があると当社が判断した場合をいいます。

システム障害時においては、当社の判断により、お取引を制限することや成立したお取引を取消す場合もあります。これは、システム障害時、当社内においてもお客様の情報にアクセスすることが困難となるおそれがあり、また、そのような状況下において受注を行って事故を誘発し、ひいてはお客様の不利益につながることを防止するためです。

※ この場合に生じた損失、機会利益の逸失、費用負担について当社は一切の責任を負いません。

19. スプレッド

当社が提示する取引レートには、買付レート（アスク）と売付レート（ビッド）の価格差（スプレッド）があります。売り手と買い手が常に同じ条件でフェアな取引を成立させるため、取引レートの表示は常にビッドレートとアスクレートの2WAYで表示されます。当社は、お客様に提示するビッドレートとアスクレートを、複数のカバー先等から提示されたレートをもとに当社が独自に生成します。なお、アスクレートはビッドレートよりもスプレッド分、高くなっています。

20. 取引手数料

取引手数料は無料です。

21. 値洗い

当社はお客様のポジションの計算上の損益（評価損益）について、すべて当社が提示する取引レートでリアルタイムに円換算して評価します。従って、ポジションをお持ちの場合は、円貨額で表示され、随時、ポジションに対する評価損益並びに証拠金維持率等が変動します。

22. 両建

DMM CFD-Commodity取引では両建取引が可能です。両建とは、お客様がDMM CFD-Commodity取引において同一銘柄で買いポジションと売りポジションの両方を同時に持つことをいいます。両建取引は金利調整額のスプレッドにより逆ザヤが生じること、また、反対売買時にスプレッドによるコストをお客様が二重に負担すること等により、経済合理性を欠く取引でありますので、当社ではお勧めいたしません。お客様自らの意思によりお取引をお願いいたします。

23. 電子交付書面

契約締結前交付書面等（本説明書及び「店頭デリバティブ取引（DMM CFD-Index DMM CFD-Commodity）約款」）、「取引報告書兼残高報告書兼証拠金受領通知書（日次）」、「取引残高報告書（月次）」、「四半期報告書」及び「期間損益報告書」等は電磁的方法によって交付（電子交付）いたします。なお、「取引報告書兼残高報告書兼証拠金受領通知書（日次）」及び「取引残高報告書（月次）」、「四半期報告書」、及び「期間損益報告書」は取引画面上で閲覧が可能です。電子交付書面の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社までご照会ください。

「期間損益報告書」は、取引期間を指定することで、当該指定期間内の損益状況を確認することができます。年間の損益を確認される場合や、税務署等へのご申告の際は、1年間の期間を指定することでご確認いただけます。

24. 課税上の取扱い

個人が行った店頭におけるDMM CFD-Commodity取引で発生した益金（売買による差益及び金利収益）は、2012年1月1日の取引以降に行う取引は「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告する必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

※ 復興特別所得税は、2013年1月1日から2037年12月31日まで（25年間）の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。

商品先物取引業者は、お客様にDMM CFD-Commodity取引で発生した益金の支払いを行った場合は、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該商品先物取引業者の所轄税務署長に提出します。

法人が行った店頭におけるDMM CFD-commodity取引で発生した所得（売買による差益及び金利収益をいいます）は、法人税に係る益金の計算上、益金の額に算入されます。

※ 詳しくは管轄の税務署や国税局タックスアンサー又は税理士等の専門家にお問い合わせください。

25. ご契約の終了事由

お客様が発注した決済注文が約定したことによる建玉の決済、追加証拠金又はロスカットに関する取り決めに基づく建玉の決済及び当社の店頭デリバティブ取引（DMM CFD-Index DMM CFD-Commodity）約款に掲げる事由（主なものは次のとおりです。）に該当したことによる建玉の決済により、CFD 取引アカウント（DMM CFD）の金融商品取引契約は終了します。

- ・ お客様が当社に対し本取引の解約の申し入れをしたとき
- ・ お客様が法令等及び店頭デリバティブ取引（DMM CFD-Index DMM CFD-Commodity）約款、その他関連する規定の内容に違反し、当社が解約を通告したとき
- ・ お客様が当社に対する届出事項について虚偽の届出を行っていたことが判明したとき
- ・ お客様が反社会的勢力の団体及び団体員並びに団体関係者に該当すると当社が判断したとき
- ・ お客様の登録アカウントのお取引及び全ての残高がなくなった後、相当期間が経過したとき
- ・ その他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切であると認めたとき

『損益計算の具体例』

計算式：

- 新規注文が「買い」注文の場合
 $(\text{決済約定価格} - \text{新規約定価格}) \times \text{Lot 数} \times \text{取引単位} \times \text{換算レート} = \text{損益}$
- 新規注文が「売り」注文の場合
 $(\text{新規約定価格} - \text{決済約定価格}) \times \text{Lot 数} \times \text{取引単位} \times \text{換算レート} = \text{損益}$

資金 10 万円で「金スポット」の価格が USD1350.0 の時、10 ロット（1 ロット＝1 トロイオンス）レバレッジ 20 倍で新規買い注文が成立（換算レートは USD/JPY=100 円）

（※下記ケースでは、換算レートは変動せず、金利調整額は付与されていないものとします）

ケース 1（利益）

価格が USD1400.0 になったので反対売買（売り決済）、利益確定した場合

$$(\text{USD1400.0} - \text{USD1350.0}) \times 10 (\text{数量}) \times \text{換算レート } 100 (\text{円}) = 50,000 \text{ 円}$$

売買手数料は無料のため、上記が実質的な利益となります。

決済後の純資産額は、10 万円＋利益 5 万円＝15 万円

ケース 2（損失）

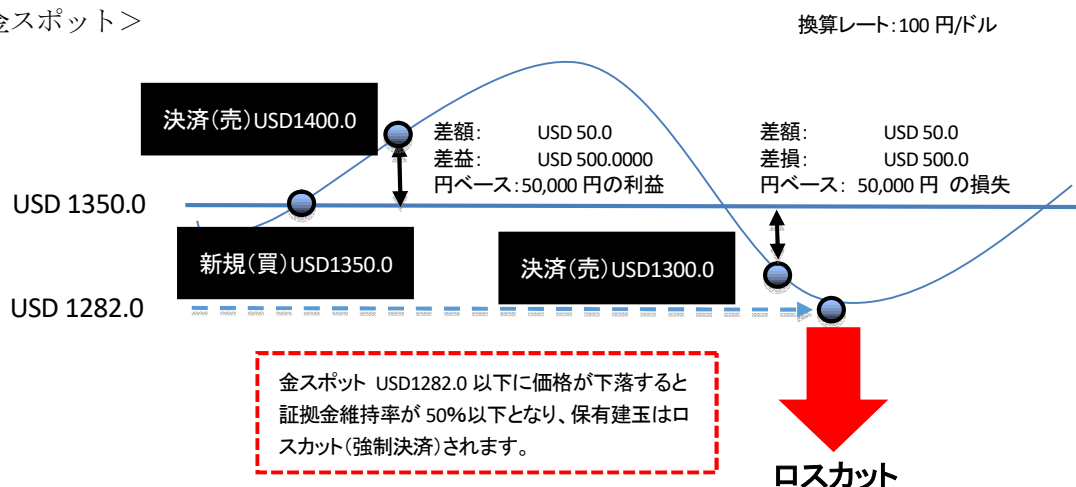
価格が USD1300.0 になり反対売買（売り決済）、損失確定した場合

$$(\text{USD1300.0} - \text{USD1350.0}) \times 10 (\text{数量}) \times \text{換算レート } 100 (\text{円}) = -50,000 \text{ 円}$$

売買手数料は無料のため、上記が実質的な損失額となります。

決済後の純資産額は、10 万円－損失 5 万円＝5 万円

<金スポット>



DMM CFD-Commodity 取引の手続きについて

お客様が当社と DMM CFD-Commodity 取引を行われる際の手続きの概要は次のとおりです。

1. 取引の開始

a. 本説明書の交付を受ける

はじめに、当社から本説明書が交付されますので、DMM CFD-Commodity 取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出下さい。

b. DMM CFD-Commodity 取引アカウントの設定

DMM CFD-Commodity 取引の開始に当たっては、原則として当社 Web サイト上の DMM CFD-Commodity 取引お申込フォームに必要事項を入力頂き、DMM CFD-Commodity 取引アカウントを設定して頂きます。その際、ご本人である旨の確認書類をご提示して頂きます。なお、当社では取引開始基準を設け、年齢・金融資産・取引経験等を勘案し、お取引アカウント登録につき当社で審査を実施させていただいた後に、当社が承諾した場合にのみお取引アカウントを登録させて頂きます。また、DMM CFD-Commodity 取引並びに DMM CFD-Index 取引両方のアカウント登録に同意して頂く必要があります。

2. 注文の指示事項

DMM CFD-Commodity 取引の注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を正確に指示して下さい。

- a. 注文する銘柄
- b. 売付取引又は買付取引の別
- c. 注文数量
- d. 価格（成行、指値、逆指値等）
- e. 注文の有効期間
- f. その他お客様の指示によることとされている事項

3. 証拠金の差入れ

DMM CFD-Commodity 取引の注文をするときは、当社に所定の証拠金を差し入れて頂きます。

4. 転売又は買戻しによる建玉の結了

建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、転売又は買戻しとし、取引数量分が建玉から減少します。決済される建玉は、お客様の指示によります。

5. 注文をした取引の成立

注文をした DMM CFD-Commodity 取引が成立したときは、7. に定める内容に従い当社は成立

した取引の内容を明らかにした取引報告書を電磁的方法により交付いたします。

6. 手数料

アカウント管理費、取引手数料は無料です。

7. 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認頂くため、お客様の成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金及びその他の未決済勘定の現在高を記載した取引残高報告書を取引システムよりダウンロードして閲覧する方法でお客様に報告いたします。

8. その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、コンプライアンス部に直接ご照会下さい。

その他DMM CFD-Commodity取引の仕組み・取引の手続き等について、ご不明な点やご質問がございましたら、当社カスタマーサポートまでお尋ね下さい

DMM CFD-Commodity 取引行為に関する禁止行為

商品先物取引業者は、商品先物取引法により、顧客を相手方とした DMM CFD-Commodity 取引、又は顧客のために DMM CFD-Commodity 取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「DMM CFD-Commodity 取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

- a 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げて DMM CFD-Commodity 取引等の勧誘をすること。
- b DMM CFD-Commodity 取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げること。
- c DMM CFD-Commodity 取引等の申込みを行わない旨の意思（申込みの勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む）を表示した顧客に対し、DMM CFD-Commodity 取引等の申込みの勧誘をすること。
- d 顧客に対し、迷惑を覚えさせるような仕方でも DMM CFD-Commodity 取引等の申込みの勧誘をすること。
- e DMM CFD-Commodity 取引契約の締結の勧誘に先立って、顧客に対し、自己の商号及び DMM CFD-Commodity 取引等の勧誘である旨を告げた上でその勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘すること。
- f DMM CFD-Commodity 取引契約（当該 DMM CFD-Commodity 取引契約の内容その他の事情を勘案し、顧客等の保護を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る）の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し、又は電話をかけて、DMM CFD-Commodity 取引契約の締結を勧誘すること（顧客等の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのない行為として主務省令で定める行為を除く）。
- g 顧客等の指示を遵守することその他の DMM CFD-Commodity 取引契約に基づく顧客等に対する債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
- h 顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして取引をすること。
- i DMM CFD-Commodity 取引等につき、顧客（特定顧客及び特定当業者を除く）に対し、取引単位を告げないで勧誘すること。
- j DMM CFD-Commodity 取引等につき、転売又は買戻しにより決済を結了する旨の意思を表示した顧客に対し、引き続き当該取引を行うことを勧めること。
- k DMM CFD-Commodity 取引等又はこれらに係る勧誘に関して、重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をすること。
- l DMM CFD-Commodity 取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客（特定顧客及び特定当業者を除く）にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該 DMM CFD-Commodity 取引契約の締結を勧誘すること。
- m DMM CFD-Commodity 取引等に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知してい

ないと認められる状況において、商品先物取引業に係る行為を継続すること。

- n 商品先物取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。
- o 個人顧客を相手方として DMM CFD-Commodity 取引を行う場合において、当該個人顧客がその計算において行った DMM CFD-Commodity 取引を決済した場合に当該個人顧客に生ずることとなる損失の額が、当該個人顧客との間であらかじめ約した計算方法により算出される額に達する場合に行うこととする DMM CFD-Commodity 取引の決済（以下、「ロスカット取引」という）を行うための十分な管理体制を整備していない状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。
- p 個人顧客を相手方として DMM CFD-Commodity 取引を行う場合において、当該 DMM CFD-Commodity 取引について、ロスカット取引を行っていないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。
- q 個人顧客を相手方として DMM CFD-Commodity 取引を行う場合において、当該商品先物取引業者が当該個人顧客から預託を受けた取引証拠金等の額に当該 DMM CFD-Commodity 取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を加え、又は当該 DMM CFD-Commodity 取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を減じて得た額が約定時必要預託額に不足するにもかかわらず、直ちに当該個人顧客にその不足額を当該商品先物取引業者に預託させることなく、当該 DMM CFD-Commodity 取引を行うこと。
- r 個人顧客を相手方として DMM CFD-Commodity 取引を行う場合において、その営業日ごとの一定の時刻における当該 DMM CFD-Commodity 取引に係る取引証拠金等の実預託額が維持必要預託額に不足するにもかかわらず、速やかに当該個人顧客にその不足額を当該商品先物取引業者に預託させることなく、当該 DMM CFD-Commodity 取引を行うこと。
- s 個人顧客を相手方として DMM CFD-Commodity 取引を行う場合において、当該個人顧客（特定顧客を除く。以下この号において同じ）に対し、当該個人顧客が行う DMM CFD-Commodity 取引の売付け又は買付けその他これに準ずる取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう）の勧誘その他これに類似する行為をすること。
- t 個人顧客を相手方として DMM CFD-Commodity 取引を行う場合において、売付けの価格（価格に相当する事項を含む）及び買付けの価格（価格に相当する事項を含む）の双方がある場合に、これらの価格を同時に提示しないこと。
- u 個人顧客を相手方として DMM CFD-Commodity 取引を行う場合において、商品先物取引業者が顧客の取引時に表示した価格又は価格に相当する事項を、当該価格又は価格に相当する事項の提示を要求した当該顧客に提示しないこと。

DMM CFD-Commodity 取引及びその受託に関する主要な用語の定義

□相対取引（あいたいとりひき）

商品先物取引業者がお客様に対する取引の相手方となる取引。店頭取引ともいいます。

□アスク（あすく）—ASK

商品先物取引業者が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすることをいいます。
お客様はその価格で買い付けることができます。

□IFD注文（いふだんちゅうもん）

優先順位にある2つの注文を同時に発注することで、新規注文と決済注文を同時に発注することができる注文方法のことをいいます。新規注文が約定したあとに、決済注文が有効になります。

□IFO注文（いふだんおーしーおーちゅうもん）

IFD注文とOCO注文を組み合わせた注文方法のことをいいます。IFD注文の決済注文をOCO注文で発注することができます。

□受渡日（うけわたしび）—Value Date

反対売買により決済した売買代金の差金の受渡しが行われる日をいいます。決済益は受渡後に現金が可能となります。

□売建玉（ポジション）（うりたてぎよく）

売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

□売戻し（うりもどし）

買建玉（ポジション）を仕手舞う（買建玉（ポジション）を減じる）ために行う売付注文をいいます。

□エムエムビーディーユー（えむえむびーていーゆー）—MMBtu

百万英国熱量単位といい、天然ガスの取引単位に用いられます。

□OCO注文（おーしーおーちゅうもん）

同順位の2つの注文を同時に出して、一方が成立したら、もう一方が自動的にキャンセルされる注文。

□買建玉（ポジション）（かいたてぎよく）

買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

□買戻し（かいもどし）

売建玉（ポジション）を仕手舞う（売建玉（ポジション）を減じる）ために行う買付注文をいいます。

□価格調整額（かかくちょうせいがく）

当社が定める日において提示する限月の交代を行う際、参照中の限月と次回参照予定の限月の価格差を調整するために付与する金額（マイナス金額もあります）をいいます。

□カバー取引（かばーとりひき）

商品先物引業者がお客様を相手方として行う店頭商品デリバティブ取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭商品デリバティブ取引と取引対象銘柄、売買の別等が同じ市場デ

デリバティブ取引又は他の商品先物取引業者その他の者を相手方として行う店頭商品デリバティブ取引をいいます。また、当社が行うカバー取引の相手方を「カバー取引先」又は「カバー先」といいます。

□逆指値注文（ぎゃくさしねちゅうもん）

現在のレートよりもお客様にとって不利なレートをお客様が指定して発注する注文方法です。現在のアスクより高い価格で買う、又は、現在のビッドより安い価格で売る注文になります。

□金利調整額（きんりちょうせいがく）

スポット参照銘柄（金スポット、銀スポット）の建玉をロールオーバーした場合に発生する金利等の調整を行うために付与する金額（マイナス金額もあります）をいいます。

□限月（げんげつ）

先物取引の期限が満了（取引期限）となる月のことです。期限が満了となる月の中で最も期限日に近い限月のことを一番限（当限、期近限月）、次に期限日に近い限月のことを二番限といえます。取引の期限が違っている複数の限月が、それぞれで違う価格で取引されています。

□コンバージョン（こんぱーじょん）

他の通貨への両替のことです。日本円以外の通貨で発生した損益を日本円にコンバージョン（両替取引）します。

□裁判外紛争解決制度（さいばんがいふんそうかいけつせいど）

訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADR ともいいます。

□指値注文（さしねちゅうもん）

現在のレートよりもお客様にとって有利なレートをお客様が指定して発注する注文方法です。現在のアスクより安い価格で買う、又は、現在のビッドより高い価格で売る注文になります。取引はレートのかい離があった場合でも注文価格で約定されます。ただし、週明けに当社が初めて配信する価格が、お客様の指値注文の価格に達していた場合のみ、当該初めて配信する価格で約定します。

□差金決済（さきんけつさい）

現物の受渡を行わずに、反対売買による差金の授受によって決済することです。

□参照原資産（さんしょうげんしさん）

当社が参照している、店頭商品デリバティブ取引の対象となる資産のことです。

原油	WTI（ウエスト・テキサス・インターミディエート）原油先物
金スポット	米ドル建て金スポット
銀スポット	米ドル建て銀スポット
天然ガス	天然ガス先物
コーン	コーン先物
大豆	大豆先物
小麦	小麦先物
生牛	生牛先物

赤身豚肉	赤身豚肉先物
綿花	綿花#2 先物
砂糖	砂糖#11 先物
コーヒー	コーヒー先物
ココア	ココア先物
オレンジジュース	オレンジジュース先物

□参照市場（さんしょうしじょう）

参照原資産が取引されている市場のことです。

原油	CME
金スポット	金スポット市場
銀スポット	銀スポット市場
天然ガス	CME
コーン	CME
大豆	CME
小麦	CME
生牛	CME
赤身豚肉	CME
綿花	ICE
砂糖	ICE
ココア	ICE
コーヒー	ICE
オレンジジュース	ICE

□証拠金（しょうこきん）

先物やオプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。

□商品先物取引業者（しょうひんさきものとりひきぎょうしゃ）

店頭商品デリバティブ取引を含む商品取引を取り扱う業務について、商品先物取引法による登録を受けた者をいいます。

□スリッページ（すりっぺージ）－Slippage

即時注文や逆指値注文が成立するときに、注文時の表示レート（逆指値注文の場合は、注文価格）と実際の約定価格との差額をいいます。即時注文ではあらかじめ許容範囲を設定することも可能です。

□即時注文（そくじちゅうもん）

当社が連続的にお客様に配信するレートに対して、お客様の任意のタイミングで発注できる注文方法です。即時注文では、スリッページが発生する場合があるため、お客様が発注したときのレートと実際の約定レートが乖離する場合があります。

□建玉（ポジション）（たてぎよく）

ポジション。売買契約成立後、未決済の契約のことです。

□追加証拠金（つかしきょうこきん）

毎営業日の証拠金維持率判定において、証拠金維持率が100%を下回った場合に発生するポジション必要証拠金の不足額をいいます。

□店頭デリバティブ取引（てんとうでりばていぶとりひき）

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。

□トロイオンス（とろいおんす）—Troy Ounce

貴金属（金や銀）の重量単位のことです。1トロイオンスは約31.1グラム。

□成行注文（なりゆきちゅうもん）

注文価格や約定価格を指定しないで出す注文方法です。必ずしもお客様が注文を発注した時点で、当社がお客様向けに配信したレートで約定することを保証するものではありません。

□値洗い（ねあらい）

建玉（ポジション）について、毎日の市場価格の変動に伴い、評価替えする手続きを値洗いといいます。

□バレル（ばれる）—Barrel

原油の計量に用いられる質量単位のことです。1バレルは約159リットル。

□ビッド（びっど）—Bid

商品先物取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はその価格で売り付けることができます。

□FIFO（ふあいふお）—First In First Out

FIFO 注文は、先入先出による注文のことです。新規と決済を自動的に判別して、決済できる最も古いポジションを自動的に決済する注文です。

□ブッシュェル（ぶっしえる）—bushel

ヤード・ポンド法における体積の単位で、主に穀物メジャーの生産販売規模を表す際に使用されます。1ブッシュェルは、米国では約35リットル、英国では約36リットルとなります。

□ポンド

ヤード・ポンド法における質量単位のことです。1ポンドは約453.6グラム。

□メトリックトン—Metric Ton

メートル法における質量単位（トン）のことです。1メトリックトンは1,000キログラム。

□分離保管（ぶんりほかん）

商品先物取引業者が顧客から預った証拠金その他の資産を、商品先物取引業者の資産と明確に分離して保管することです。

□ヘッジ取引（へっじとりひき）

現在保有又は将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向の建玉を商品取引所商品や店頭市場で設定する取引をいいます。

□マージンカット（まーじんかつと）—Margin cut

毎営業日のマーケットクローズ後に、証拠金維持率判定を行っており、当該時点において証拠金維持率が100%を下回った場合、翌営業日のオープン時点で追加証拠金が発生します。当該翌営業日の22時59分までに追加証拠金額が0円とならない場合に、当該翌営業日の23時00分（マージンカットや他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要する場合があります）に、お客様の全ての未決済ポジションを反対売買により強制決済することをいいます。

（例えば、金曜日のマーケットクローズ後に証拠金維持率が100%を下回っていた場合、翌営業日の22時59分（月曜夜）までに追加証拠金が0円とならなければ、月曜日23時00分にマージンカットとなります。）

□約定（やくじょう）

取引が成立することをいいます。

□両建て（りょうだて）

同一の商品の売建玉（ポジション）と買建玉（ポジション）を同時に持つことをいいます。

□レバレッジ効果（ればれっじこうか）

少ない資金で大きな取引を行うことをいいます。結果として投資した資金に対する損益の比率が大きくなります。

□ロスカット（ろすかつと）

お客様の損失が所定の水準に達した場合、商品先物取引業者がリスク管理のため、お客様の建玉を強制的に決済することをいいます。

□ロールオーバー（ろーるおーばー）

一般的に、先物取引やオプション取引において当限の取引最終日までに当限のポジションを次限月以降のポジションに乗り換える行為のことをいいます。当社の DMM CFD-Commodity 取引では、保有している建玉を決済せず、翌営業日に持ち越すことをいいます。

商品先物取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について

【商品先物取引業者の概要】

商 号：株式会社 DMM.com 証券（英文名：DMM.com Securities Co.,Ltd.）
 関東財務局長（金商）第 1629 号
 代表取締役：谷川 龍二
 本店所在地：〒103-6010 東京都中央区日本橋 2-7-1
 電話番号：0120-961-522（固定電話のみ）、03-4446-4056
 設立：平成 18 年 12 月 6 日
 加入する協会：日本証券業協会（協会員番号 1105）
 一般社団法人金融先物取引業協会（協会員番号 1145）
 日本投資者保護基金 日本商品先物取引協会
 一般社団法人第二種金融商品取引業協会（協会員番号 480）
 一般社団法人日本暗号資産等取引業協会（協会員番号 1043）
 資本金：98 億円
 主な事業：金融商品取引業
 商品先物取引業
 商品投資関連業（競走用馬）
 連絡先：カスタマーサポート
 電話番号：0120-961-522（固定電話のみ）、03-4446-4056
 月曜～金曜 08:30～21:00（1月1日を除き、土日以外の祝日を含む）
 ファックス：03-3517-3292
 E-mail: support-dmm@sec.dmm.com

沿革

平成 18 年 12 月	会社設立
平成 19 年 8 月	証券業登録（関東財務局長（証）第 300 号）
平成 19 年 8 月	金融先物取引業登録（関東財務局長（金先）第 181 号）
平成 19 年 9 月	金融商品取引業者登録 第一種金融商品取引業 （関東財務局長（金商）1629 号）
平成 19 年 10 月	FX スポット取引サービス取扱開始
平成 19 年 11 月	FX オプション取引サービス取扱開始
平成 20 年 6 月	CFD 取引サービス取扱開始
平成 21 年 7 月	DMM FX 取引サービス取扱開始
平成 22 年 3 月	DMM CFD 取引サービス取扱開始
平成 23 年 1 月	商品先物取引業者の許可
平成 24 年 9 月	外為ジャパン FX（外国為替証拠金取引事業）を吸収分割により承継
平成 24 年 10 月	外為ジャパン CFD(店頭商品デリバティブ取引事業)を吸収分割により承継
平成 28 年 5 月	プライバシーマークの付与事業者に認定
平成 29 年 6 月	第二種金融商品取引業登録

平成 29 年 8 月	DMM バスーシー取引サービス取扱開始
平成 30 年 4 月	DMM 株 取引サービス取扱開始
令和 7 年 10 月	ウルトラ投資アプリ TOSSY 取引サービス取扱開始

【苦情処理措置及び紛争解決措置の内容】

【苦情受付窓口】

コンプライアンス部

電話：03-3517-3285 月曜～金曜（祝日を除く 9:00～17:00）

ファックス：03-3517-3292

E-mail：compliance@sec.dmm.com

〒103-6010 東京都中央区日本橋 2-7-1

当社が加入する日本商品先物取引協会でも苦情の解決及び紛争仲介の申し出、解決あっせん等を受け付けております。

日本商品先物取引協会・相談センター

電話：03-3664-6243 月曜～金曜（祝日を除く 9:00～17:00）

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町一丁目 1 番 11 号日庄ビル 6 階

URL：http://www.nisshokyo.or.jp

平成23年1月1日 制定	平成29年2月25日 改訂	令和4年8月27日 改訂
平成23年1月22日 改訂	平成29年4月17日 改訂	令和4年10月11日 改訂
平成23年3月19日 改訂	平成29年6月17日 改訂	令和4年10月29日 改訂
平成23年5月14日 改訂	平成29年8月5日 改訂	令和4年12月10日 改訂
平成23年6月25日 改訂	平成30年2月3日 改訂	令和5年2月11日 改訂
平成23年12月24日 改訂	平成30年11月3日 改訂	令和5年3月25日 改訂
平成24年9月29日 改訂	平成30年12月15日 改訂	令和5年5月27日 改訂
平成24年11月17日 改訂	平成31年2月9日 改訂	令和5年9月23日 改訂
平成26年4月5日 改訂	平成31年3月16日 改訂	令和5年12月23日 改訂
平成26年10月4日 改訂	令和元年8月31日 改訂	令和6年8月24日 改訂
平成27年3月21日 改訂	令和元年12月14日 改訂	令和6年10月19日 改訂
平成27年8月15日 改訂	令和2年3月7日 改訂	令和7年4月19日 改訂
平成27年11月7日 改訂	令和2年6月27日 改訂	令和7年11月1日 改訂
平成27年12月12日 改訂	令和2年10月24日 改訂	令和8年5月31日 改訂
平成28年3月26日 改訂	令和3年3月6日 改訂	令和8年8月24日 改訂
平成28年5月28日 改訂	令和3年10月2日 改訂	令和8年9月28日 改訂
平成29年2月4日 改訂	令和4年4月2日 改訂	

反社会的勢力に対する基本方針

平成 23 年 1 月 1 日

株式会社 DMM.com 証券

当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である、反社会的勢力による被害を防止するため、次の基本方針を宣言します。

1. 反社会的勢力に対しては、組織全体として対応を図るとともに、反社会的勢力に対応する従業員の安全を確保します。
2. 平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士及び日本証券業協会等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。
3. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。
4. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。
5. 反社会的勢力に対して、裏取引や資金提供は絶対に行いません。

以 上